

次期生物多様性国家戦略素案の概要

本戦略の背景

- ・ **世界的潮流** 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての**自然資本**
- ・ **位置づけ・役割** 生物多様性損失と気候危機：**2つの危機の同時解決**、コロナ危機との関係性、日本の課題

第1部：戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

- ・ **損失の直接要因**（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある**間接要因**（社会経済活動）、**他分野との統合的解決**、**自然資本管理のビジネス化**等、**世界的なトレンドと課題**

第2節 我が国の現状と動向

- ・ 我が国の**生物多様性の現状と将来予測**、**4つの危機**（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・ **社会経済に内在する危機**としての「**社会の価値観と行動**」：生物多様性が主流化されていない状況

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・ ①**世界目標**、②**世界と日本のつながりの中での課題**、③**国内での課題**
- ・ 国家戦略で取り組むべき**5つの具体的課題**、その対処において**重要な考え方の解説**

SDGsとの関係性、自然資本、NbS 等

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

- ・ 「**自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる**」

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・ **2050年ビジョン**『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」**自然と共生する社会**』
- ・ 2050年ビジョンの下での**社会像**

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ **ネイチャーポジティブの実現**：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる
- ・ 「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

- ・ **5つの基本戦略**
 - ①**生態系の健全性の回復**：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
 - ②**自然を活用した社会課題の解決**：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
 - ③**事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）**：情報開示・ファイナンス
 - ④**生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）**：理解・価値観、消費活動
 - ⑤**生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進**：情報整備、担い手確保・支援、国際協力
- ・ **基本戦略ごとに設定する2030年における目標**：
あるべき姿（状態目標）、**なすべき行動**（行動目標）、目標ごとの**指標**

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・ **7つの考え方**（①科学的認識・予防的かつ順応的なアプローチ、②地域に即した取組、③流域単位、④ラトスケールアプローチ、⑤わかりやすさの徹底、⑥社会課題解決への積極的活用、⑦連携・協働）

第2節 進捗状況の評価及び点検

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体の役割

第2部：行動計画

第1章～第5章 基本戦略の関連施策

- ・ **5つの基本戦略の下での行動目標ごと**に関係省庁の**関連する施策**を網羅的に記載
- ・ 行動目標ごとに現状と課題を整理し、施策の方向性にそって**具体的取組**を記載

第3部/付属書：本戦略の背景にある基礎的情報

- ・ 生物多様性や生態系サービス、関連制度の解説・100年計画・グランドデザイン・**30by30ロードマップ** 等

次期生物多様性国家戦略素案

次期生物多様性国家戦略の背景

【持続可能な世界の構築に向けた潮流】

- ・地球の持続可能性の確保は、世界的な最優先の課題。持続可能な開発目標（SDGs）、そして2050年生物多様性ビジョン「自然との共生」の達成のために、安定した社会資本とそれに支えられた人的資本・金融資本の確保が欠かせないが、それらは全て自然資本を土台として成立している。自然資本は人間の安全保障の根幹である。しかし、この自然資本の安定性を生物多様性の損失と気候危機という2つの危機が揺るがしている。地球の限界（プラネタリーバウンダリー）は、この2つの危機に関する指標を含め、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の状況は限界に達している面があると指摘している。
- ・生物多様性と気候変動への世界的な取組は、1992年のリオサミットにあわせて採択された生物多様性条約と国連気候変動枠組条約の下で進められてきた。この2つの条約は「双子の条約」と呼ばれる。生物多様性の損失と気候危機の2つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要がある。
- ・さらに、2020年以降、世界は新型コロナウイルス感染症のパンデミックというもう一つの危機に直面している。これをはじめとする新興感染症の発生要因は、開発や都市化をはじめとする自然の改変とも深く関わると指摘されており、生物多様性の損失と気候危機の2つの危機の要因と共通点がある。
- ・人の営みによりもたらされるこれらの世界的な危機への対処には、人の営みのあり方を変えるほかに手立てはない。すなわち、社会経済活動による自然資本への過度の負荷を減らし、我々の社会の土台たる健全な自然環境を構築させる必要がある。そして、健全な自然環境は生態系が有する多様な機能を十分に発揮し、「自然を活用した解決策（NbS）¹」として様々な社会課題の解決にも貢献する。このような取組を世界に先駆けて日本が進めていくことは、経済活動における自然資本の持続可能な利用が強く求められることが必然となりつつある国際的な潮流の下で、日本の国際競争力を高めることにつながる。そのためにも、経済成長のみを豊かさの尺度とする価値観から脱し、包括的な豊かさを追求する新しい価値観に基づく社会へと根本的に変革する必要がある。

¹ Nature-based Solutions。健全な自然生態系が有する機能をいかして社会課題の解決を図る取組。

1 【我が国の置かれた状況】

2 ・世界が直面する危機に加え、近年我が国では本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えてお
3 り、里地里山の管理の担い手が不足し資源が十分に活用されないことが、国内の生物多様性
4 の損失の要因の一つになっており、同時に海外資源を使うことで海外の生物多様性の損失に
5 影響を与えている。すなわち、本来活かすべき身近な自然資本を劣化させながら、身近に感
6 じづらい遠く離れた地の自然資本をも劣化させている。また、地域の森林・農地の管理や鳥
7 獣管理の担い手が減少・高齢化することで鳥獣被害が深刻化し、地域の持続可能性を脅かし
8 ている。

9 ・一方で、人口減少は我が国が世界に先駆けて自然資本を守り活かす社会へと転換していくチ
10 ャンスでもある。自然資本を活用し地下資源への依存度を下げるとは脱炭素社会の構築に
11 も貢献することから、自立・分散型で適応力のある地域作りを長期的な視点で進め、持続可
12 能で自然と共生する社会作りを進めていくことが求められている。このような社会への転換
13 は、他国の自然資本への依存度を下げ、地球規模での生物多様性への影響の軽減につながる
14 と同時に、我が国の生存基盤を確保する観点から、安全保障にも資する。同時に、生物多様
15 性保全の観点では、我が国における多様な生物の生息・生育環境を守り、国内の野生生物の
16 進化を人為的にとめない、という日本に住む我々の責任を果たすことにつながる。

17 ・持続可能な社会への転換のために、経済発展と社会課題の解決の両立に関わる様々な議論、
18 例えば「新たな資本主義」、「デジタル田園都市国家構想」、「Society 5.0」、「地域循環
19 共生圏」などの動きをとらえて、統合的に取り組むことが重要。自然資本を守り活用するこ
20 とは、これらの動きが目指す社会像の実現に向けた土台を提供し、また、持続可能性の観点
21 を底上げする。

22 ・気候変動対策について我が国は、「2050年カーボンニュートラル」の目標の下で2030年度
23 に温室効果ガスを2013年度から46%削減を目指している。生物多様性においても、世界目
24 標であるポスト2020生物多様性枠組を踏まえ、2050年の「自然と共生する社会」に向けて、
25 2030年までの新たな目標を掲げることが求められている。これら2つの持続可能性のための
26 目標を、相反させずに、同時に達成しなければならない。すなわち、再生可能エネルギーに
27 よる不必要な自然破壊を防ぐと同時に、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、
28 地域と共生する形での気候変動対策を進めなければならない。

29

30 【生物多様性国家戦略の位置づけと役割】

31 ・生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第6条に基づき締約国が策定する戦略である。我が
32 国においては、2008年に生物多様性基本法が施行されて以降、同法第11条に基づき政府が
33 策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられ

1 ている。また、環境基本計画やその他関連する計画を踏まえて策定される生物多様性に関する最も基本となる戦略である。

3 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 は、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、
4 また、自然の恵みを供給する地方とその恩恵を受ける都市との間で支え合う「自然共生圏」
5 の考え方など、自然共生社会に向けた方向性を示すために策定された。自然共生圏の考え方は、
6 第五次環境基本計画において環境・経済・社会の統合的向上に向けて打ち出された「地域循環共生圏」
7 の基礎となった。次期生物多様性国家戦略では、この方向性をさらに発展させていく必要がある。

9 ・次期生物多様性国家戦略は、愛知目標やこれまでの国家戦略の実施から得られた経験や教訓
10 を踏まえ、ポスト 2020 生物多様性枠組の達成に向けて必要な事項、世界と日本のつながり
11 の中での課題、国内での課題を踏まえ、我が国において取り組むべき事項を掲げるもの。

12 ・次期生物多様性国家戦略は、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、生物多
13 様性の損失を止め回復軌道に乗せる「2030 年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その実現の
14 ためのロードマップとして策定した。「2030 年ネイチャーポジティブ」は政府の取組だけ
15 では達成できない。この国家戦略は、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系と
16 して効果的に保全する「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての
17 国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示したものである。

18

19

第1部 戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

1 現状と要因

生物多様性と生態系サービスは世界的に悪化し続けている。2019年に公表された「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されており、例えば、世界の陸地の75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失した。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していることが指摘されている。このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できない。

同報告書では、このような生物多様性の損失を引き起こす直接的な要因を、影響が大きい順に①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入、と特定し、気候変動による影響も大きな要因として掲げられている。こうした直接的な要因は、急速な人口増加や持続不可能な生産・消費とこれらを助長する技術開発といった間接的な要因によって引き起こされるとともに、直接的・間接的な要因は過去50年で増大しているとされる。

さらに、同報告書では、自然劣化の直接的・間接的な要因を大幅に減少させ、生物多様性損失を止め回復させるためには、経済、社会、政治、技術すべてにおける横断的な「社会変革（transformative change）」が必要と指摘した。

このような世界的な生物多様性と生態系サービスの劣化の状況を踏まえ、今後も自然を損なうことなく自然の恵みを継続的に享受していくためには、国立公園や外来種対策等の従前からの自然環境保全に取り組むことに加え、社会や一人ひとりの価値観や行動を変え、社会経済全体を変革していく必要があるとの認識が国際的に広まりつつある。

2 これまでの取組とポスト2020生物多様性枠組に関する動向

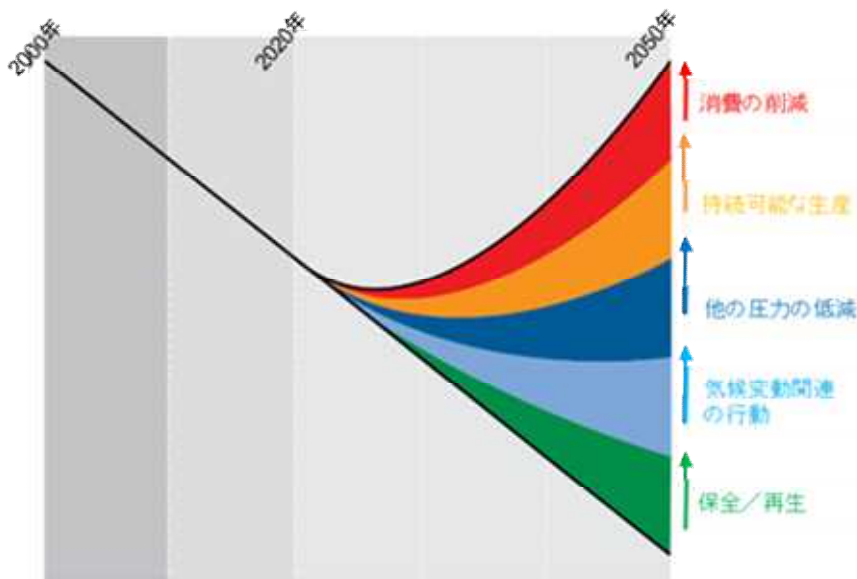
(1) 愛知目標の評価と「自然と共生する世界」（2050年ビジョン）に向けた移行

① 愛知目標の評価

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、2020年までの生物多様性に関するはじめての包括的な世界目標である「愛知目標」が採択された。しかしながら2020年9月に公表された地球規模生物多様性概況第5版（GB05）によると、世界全体では愛知目標の20の目標の内、6つの目標が部分的に達成されたものの、完全に達成された目標は無いとされた。この要因として、愛知目標に応じて各国が設定した国別目標の内容や目標レベルが、全般的に愛知目標の達成には不十分であったことが指摘された。

② 移行（トランジション）

また、GB05 においては、生物多様性は「今までどおり」のシナリオでは損失し続けると予測する一方で、生態系の保全と回復の強化、汚染や侵略的外来種及び乱獲に対する行動といったこれまでの自然環境保全の取組に加え、財とサービス特に食料のより持続可能な生産、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組めば、低下を止めて逆転させ、2030 年以降には生物多様性の純増加につながる可能性があることを指摘している。



図：生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の組み合わせ

出典：Global Biodiversity Outlook 5 (Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2020)

そして、2050 年ビジョン「自然と共生する世界」を達成するためには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却し、とりわけ 8 つの分野（①土地と森林、②持続可能な淡水、③持続可能な漁業と海洋、④持続可能な農業、⑤持続可能な食料システム、⑥都市とインフラ、⑦持続可能な気候行動、⑧生物多様性を含んだワンヘルス）において移行（transition）が必要であることを提案している。

様々な国際枠組における議論や報告書等においても、生物多様性との関係性が特に深い分野との統合的な対応の必要性が指摘されており、これらは GB05 で提示された移行が必要な 8 つの分野とも深く関係している。

【気候変動】

まずは、気候変動がある。前述の IPBES 地球規模評価報告書において、気候変動は過去 50 年間の地球全体の自然の変化の 3 番目に大きい直接的要因であることが

指摘され、2022年2月に公表された IPCC 第6次評価報告書第2作業部会報告書においては、人為起源の気候変動が自然と人間に広範囲にわたる悪影響を及ぼしており、一部の生態系は適応の限界に達していると指摘するなど、気候変動自体が生物多様性に対する大きな影響とリスクをもたらすと認識されている。また、生態系を活用した適応策（EbA）が気候変動による人々や生物多様性、生態系サービスへのリスクを低減することが指摘された。生物多様性及び生態系の保護は気候にレジリエントな開発に必須であり、地球規模での生物多様性及び生態系サービスのレジリエンスを維持できるかは、地球の陸域、淡水及び海洋の約30～50%の効果的かつ衡平な保全に依存していると示唆している。

一方で、森林や湿地をはじめとする自然由来の緩和ポテンシャルは2030年までに必要なCO₂緩和策の約3割を有し、また費用対効果が高いことが指摘されており、自然は気候変動対策に貢献できるポテンシャルがある。

2021年6月に公表された「生物多様性と気候変動に関する IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書」では、気候変動緩和・適応のみに焦点を絞った対策は、自然や自然の恵みに直接的・間接的な悪影響を及ぼす可能性があること、生物多様性の保全と回復に焦点を絞った対策は、気候変動緩和に大きく貢献することが多いものの、その効果は生物多様性と気候の両方を考慮した対策に劣る可能性があることを指摘している。このため、生物多様性、気候と社会の間の相互作用を明確に考慮した政策決定が必要であり、これによりコベネフィットを最大化し、トレードオフや人と自然の双方に有害な影響を最小化できるとしている。

こうした中、2021年10～11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）における「グラスゴー気候合意」においては、気候変動の緩和・適応策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性が指摘された。またCOP26においては、気候変動対策に加え、生態系サービス維持のために、森林、生物多様性、持続可能な土地利用が果たす重要かつ相互に依存した役割を強調しつつ、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるとした「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、我が国を含む140カ国以上が署名した。このように、気候変動と生物多様性保全との関係を強調する動きがある。

【食料生産】

次に食料生産との関係がある。GB05が指摘した移行が必要な8つの分野の半数が農林水産業に関連する分野であり、また農林業・その他土地利用からの温室効果ガス排出量は、世界全体の人為起源の排出量全体の23%を占めるなど、気候変動にも深く関連する分野である。2021年9月に開催された国連食料システムサミットにおいては、食料生産が最大で80%の生物多様性の損失の要因となっており、人々の栄養、健康、幸福に貢献し、自然の回復及び保護に貢献し、気候に中立で、地域

1 状況に適応し、人間らしい仕事と包摂的な経済力を提供する形態の、人口増加に対
2 応可能な持続可能な食料システムが必要であることが指摘されている。

3 また、EAT ランセット委員会は、地球に不可逆的かつ急激な環境変化を与えず、
4 ヒトの健康に配慮した食事として「プラネタリーヘルスダイエット」も提唱し、植
5 物性由来食品を中心とした食生活への移行を推奨している。

7 【新興感染症・ワンヘルス】

8 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、あらためて新興感染症と生物多様
9 性との関係にも焦点を当てた。2020年10月に公表された「IPBES パンデミックと生
10 物多様性ワークショップ報告書」では、1960年以降に報告される新興感染症30%以
11 上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化
12 等の土地利用の変化がその発生要因となっており、生物多様性の損失と気候危機の
13 2つの危機の要因と共通点があることを指摘している。こうした中で、ヒトの健康、
14 動物の健康、環境の健全性はどれが欠けても成立せずこれら3つの衛生の達成に統
15 合的に取り組むことを提案するワンヘルス・アプローチを、生物多様性を含む形で拡
16 張し、統合的なアプローチによって農業生態系や都市生態系を含む生態系や野生生
17 物の利用を管理して、健全な生態系と人間の健康を推進することも唱えられている。
18 2021年のG7サミットでは、ワンヘルス・アプローチを強化することにより、その
19 取組の統合を促進することが合意されている。さらに、地球の健康と人の健康は一
20 体であり、人の健康と文明は、豊かな自然のシステムと、その賢く責任ある管理・
21 利用に依存するとするプラネタリー・ヘルスも注目されている。

23 【健全な生態系の確保・回復】

24 このように気候変動、食料生産、新興感染症は、ともに土地利用の変化に深く関
25 係するものであり、それぞれの場所において健全な生態系を確保し回復させていく
26 ことが重要となる。2019年の国連総会においては、世界中の生態系の劣化を予防し、
27 食い止め、反転させるための努力を支援し、拡大させるために2021年から2030年
28 までは「国連生態系回復の10年」とすることが決議された。また、2030年までに
29 陸と海の30%以上を保護・保全するいわゆる「30by30目標」が提唱され、ポスト
30 2020生物多様性枠組にも組み込まれた。(P)

31 30by30目標の達成にあたっては、自然保護を目的とした国立公園等の保護地域に
32 加えて、それ以外の場所で生物多様性の保全に資する地域として OECM (Other
33 Effective area-based Conservation Measures) の役割も重視されており、2018年
34 には開催された COP14 では、「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する
35 生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域
36 関連の価値とともに、生物多様性の生息域内保全にとって肯定的な長期の成果を継
37 続的に達成する方法で統治・管理されているもの」として、OECMの定義が決定され

1 た。この OECM は持続可能な生産活動の場を含め、より広範囲における生物多様性保
2 全や生態系回復の動きを後押しできる可能性を有するものであり、我が国において
3 も民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を認定する制度の構
4 築等を進めている。

6 【自然を活用した解決策 (NbS : Nature-based Solutions)】

7 上述のいずれの分野においても、その課題解決にあたっては自然の積極的な活用
8 が検討されつつある。この社会課題の解決に自然を活用し、人間の健康と福利及び
9 生物多様性による恩恵を同時にもたらす「自然を活用した解決 (NbS)」は、気候変
10 動をはじめ様々な分野において注目され、国連気候変動枠組条約や生物多様性条約
11 における議論でも定着しつつある比較的新しい概念であり、2021 年の G7 や G20 に
12 においても NbS の考え方に基づく取組を拡大していく方針が示されている。

13 この NbS は主目的の課題解決に加え、複数の効果をもたらす特徴を有し、近年関
14 心がより高まりつつある自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待
15 されている。「2 (1) ②移行 (トランジション)」で述べたとおり、生物多様性
16 の低下傾向は、自然環境保全の取組だけでは止められないことが指摘される中で、
17 NbS を気候変動対策や持続可能な生産・消費にも活用し、生物多様性保全や自然資
18 本の適切な管理を自然環境保全以外の取組にも組み込んでいくことは、生物多様性
19 の損失を止め、回復させるというネイチャーポジティブにつながるものである。

20 さらに、後述のとおり生物多様性分野で企業の環境活動を金融を通じて促す取組
21 が急速に広まりつつある中で、生物多様性保全や自然資本管理を金融・経済と結び
22 つける動きが加速しており、NbS の実践にも必要な、金融・経済の議論と結びつけ
23 る仕組みづくりが我が国においても必要となっている。

25 (2) 自然資本を守り活用する経営

26 近年、生物多様性や自然資本の損失が事業継続性を損なうリスクとして認識されつつ
27 あり、国際的には、生物多様性を脱炭素に次ぐビジネス課題と位置づけて事業活動に組
28 み込んでいく動きが加速している。2021 年にイギリス財務省により公表されたダスグ
29 タ・レビューは、生物多様性の損失を回復させることは気候変動への対応にも貢献する
30 とした上で、経済、生計、幸福は我々にとって最も貴重な資産である自然に依存し、こ
31 れらの物や恵みに対する需要は自然の供給力を大幅に上回っていることを指摘してい
32 る。また、世界経済フォーラム (WEF) が発表した「グローバルリスク報告書」(2022)
33 では、気候変動対策の失敗と異常気象に次いで、生物多様性の損失が、向こう 10 年の
34 うち世界規模で最も深刻なリスク (第 3 位) として位置づけられた。

35 こうした中で、企業活動における自然資本及び生物多様性への影響を定量的に評価
36 し、リスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みの構築に向けた議論も行われ
37 ている。温室効果ガス排出削減目標である SBT に対して、自然資本の利活用に関する目

1 標である SBTs for Nature の手法が検討されているほか、脱炭素分野で先行する気候関
2 連財務情報開示タスクフォース (TCFD : Task force on Climate-related Financial
3 Disclosures) に対して、2021 年には自然資本・生物多様性に関する自然関連財務情報開
4 示タスクフォース (TNFD : Task force on Nature-related Financial Disclosures) が
5 立ち上がり、2023 年の開示枠組の公表に向けて議論が進んでいる。

6 企業のあらゆる事業活動は生物多様性・自然資本に影響を与えるとともに依存してお
7 り、事業継続性の確保の観点から生物多様性の保全や自然資本の持続的な利活用をビジ
8 ネスにおける一要素として捉える見方は、事業会社のみならず投資家・金融機関におい
9 ても高まっている。こうした動きは社会で脱炭素経営が主流化していく過程に似通っ
10 ており、次の 10 年間で生物多様性保全や自然資本管理そのものがビジネスになっていく
11 ことが期待される。

13 (3) ポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けた動向

14 ① 採択までの道のり (P)

15 愛知目標に代わる新たな世界目標であるポスト 2020 生物多様性枠組の検討プロセ
16 スは、2018 年 11 月にエジプト・シャルムエルシェイクで開催された COP14 において
17 決定され、その具体的な検討は、2019 年 1 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様
18 性ポスト 2020 生物多様性枠組アジア太平洋地域ワークショップから始まった。以降、
19 生物多様性条約の公開作業部会 (OEWG) や補助機関会合 (SBSTTA、SBI)、さらには
20 新型コロナウイルス感染症による影響を受けて COP15 が何度も延期される中で、多数
21 のオンライン会合が開催された。

22 また、当該枠組の採択に向け、様々な国際的な決意やイニシアティブが表明された。
23 2020 年 9 月には生物多様性を主要テーマとした初めてのサミットである「国連生物多
24 様性サミット」が開催されるとともに、全世界の首脳級に参画を呼びかけた初めての
25 生物多様性に関するイニシアティブとして、2030 年までに生物多様性の損失傾向を食
26 い止め、回復に向かわせるというネイチャーポジティブの考えに基づいた 10 の約束
27 事項を掲げた「リーダーによる自然への誓約」の署名が開始され、我が国も 2021 年
28 5 月に参加を表明した。2021 年 1 月には当該枠組に 30by30 目標等の野心的な目標の
29 位置づけを求める国々の集まりである「自然と人々のための高い野心連合 (High
30 Ambition Coalition for Nature and People)」が立ち上げられ、我が国も参加を表
31 明した。2021 年 6 月に開催された G7 コーンウォールサミットでは、首脳コミュニケ
32 の付属文書として「2030 年自然協約」が合意され、G7 国はポスト 2020 生物多様性枠
33 組の決定に先駆けて各国で 30by30 目標に向けた取組を進めることを約束した。2021
34 年 7 月に開催された G20 環境大臣会合においては野心的で、バランスのとれた、実用
35 的で、効果的かつ強固なポスト 2020 生物多様性枠組を実施するための努力を支持し、
36 2021 年 10 月に開催された COP15 第 1 部のハイレベルセグメントにおいては、ポスト
37 2020 生物多様性枠組の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択された。

1 こうした様々な検討や議論を経て、最終的には2022年〇月に中国・昆明で開催され
2 たCOP15第二部において愛知目標に次ぐ新たな世界目標が「〇〇」として採択された。
3 (P)
4

5 ② ポスト2020生物多様性枠組の概要 (P)

6 ポスト2020生物多様性枠組では、目指すべき2050年ビジョンとして愛知目標で掲
7 げた「自然と共生する世界」を引き続き掲げるとともに、このビジョンに係る状
8 態目標として4つの2050年ゴール、さらに2050年ゴールへの進捗を評価する2030
9 年マイルストーンが新たに設定された。また、2030年ミッションとして、「2030年
10 ままでに生物多様性を回復の軌道に乗せるために緊急の行動を取る」といういわゆるネ
11 イチャーポジティブを掲げ、それに向けた21の行動目標が設定されている。

12 行動目標は3つにグループ分けされ、一つ目は「生物多様性への脅威の削減」とし
13 て、IPBESで特定された生物多様性損失の直接的な要因に対応する8つの目標が掲げ
14 られている。二つ目のグループは「持続可能な利用と利益配分を通じて人々のニーズ
15 を満たすこと」としてSDGsにも関連する5つの目標が掲げられている。最後のグル
16 ープは「実施と主流化のためのツールと解決策」として、社会経済等の間接要因や更
17 には社会の価値観と行動の変化を促す「社会変革」に通じる8つの目標が設定されて
18 いる。

19 なお、SDGsのゴール14、15は愛知目標を踏まえた目標設定がなされ、2020年を目
20 標年とするターゲットも掲げられていることから、ポスト2020生物多様性枠組はこ
21 れらのターゲットを引き継ぐものとしての役割を持つとともに、上述の通り持続可能
22 性や社会変革に向けた目標設定も多く、SDGsを包括的に支える役割も期待される世界
23 目標となっている。

24 また、愛知目標では、国ごとの目標設定において大幅な柔軟性を認めたことから、
25 国別目標の積み上げや比較が十分にできなかったという反省を踏まえ、ポスト2020
26 生物多様性枠組では、まず〇個の目標に数値目標を設定するとともに、すべての【P】
27 目標ごとにヘッドライン指標が設定された。また、レビュー(評価)のメカニズムが
28 強化されており、世界全体の取組の進捗状況を把握する「グローバルストックテイク」
29 を行い、世界目標の野心度や進捗状況との比較検討することで、各国に野心度の引き
30 上げ等の対応を促すこととしている。

31 このように、ポスト2020生物多様性枠組は、2015年に策定された2つの大きな目
32 標であるSDGsとパリ協定の影響を強く受け、SDGsからより社会や福利に貢献する要
33 素を、パリ協定から目標設定に関する知恵を受け継ぎ、より包括的な世界目標として
34 策定されたものとなっている。
35
36
37

1 第2節 我が国の現状と動向

2 1 現状と評価

3 (1) 日本の生物多様性の特徴

4 我が国は、ユーラシア大陸に隣接して南北に長い国土を有すること、海岸から山岳ま
5 での標高差を有すること、モンスーンの影響を受け明瞭な四季の変化のある気候条件、
6 火山の噴火、急峻な河川の氾濫、台風等の様々な攪乱があること、世界第6位の広さの
7 排他的経済水域（EEZ）に大小様々な数千の島嶼を有すること等を背景に、多様な生物
8 の生息・生育環境が広がっている。また、農林業などを通じて人の手が加えられた二次
9 的 natura が明るい環境を好む動植物等の生息・生育地を提供してきた。我が国に生息・生
10 育する生物種は固有種の比率が高いことが特徴で、陸生哺乳類、維管束植物の約4割、
11 爬虫類の約6割、両生類の約8割が固有種である。

12 さらに、渡り鳥、ウミガメや海生哺乳類等の一部の野生動物は、アジアや北アメリカ、
13 オーストラリア等の環太平洋諸国の国々から国境を越えて日本にやってきており、広域
14 に移動する生物にとって日本は重要な繁殖地・中継地となっている。

15 (2) 現状

16 ① 生物多様性・生態系

17 「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JB03）」²によれば、我が国の
18 生物多様性は、過去50年間損失し続けている。生態系の種類によっては損失の速度は
19 弱まりつつあるが、全体としては現在も損失の傾向が継続している状況にある。森林、
20 農地、都市、陸水域、沿岸・海洋、島嶼部の6つの生態系別の評価結果からは、各生
21 態系（農地、森林、沿岸・海洋等）の構成要素の減少や生息・生育環境の変化など、
22 生態系の規模や質の低下が現在も継続しているとともに、その環境に生息・生育する
23 生物の種類や個体数が減少傾向にあることが明らかとなっている。農地、水路・ため
24 池、農用林などの利用縮小等により、里地里山を構成する野生生物の生息・生育地が
25 減少した。浅海域では高度経済成長期から1980年頃までに毎年40km²前後が埋め立て
26 られ、干潟や砂浜を利用するシギ・チドリ類の個体数減少などが報告されている。特
27 に陸水生態系では生物種の絶滅リスクが増大しており、環境省レッドリスト2020に掲
28 載された脊椎動物の50%以上が生活の全て又は一部を淡水域に依存している陸水生態
29 系の種である。一方で、全国の都市公園面積は1971～2018年の間において5.4倍へ大
30 幅に増加し、瀬戸内海では1979年に172回観測された赤潮の発生回数が2019年には
31 58回に減少するなど、都市や沿岸域等の一部の生態系では改善がみられたものもある。

32 また、近年では、太陽光発電施設の設置により失われた生態系の面積として、二次
33 林・人工林、人工草原、畑、水田といった里地里山の環境が多いことが明らかになっ
34 ている。
35

36

² 2021年3月 環境省生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会

② 生態系サービス

私たちの暮らしは様々な自然の恵みの享受によって物質的には豊かになったが、生態系サービスは過去 50 年間、劣化傾向にある。食料や木材等の供給サービスは、その多くが過去と比較して低下している（木材の自給率は近年 1970 年代の水準まで回復している）。海外からの輸入の増加や資源量の変化等により農水林産物の生産量はピーク時より減少し、特に海面漁業の漁獲量はピーク時の 50%程度となっている。生産物の多様性も変化しており、林業で生産される樹種の多様性は過去 50 年間で約 40% 減少している。さらに、食料生産だけでなく、私たちの健康や暮らしにも関わり、様々な社会課題の解決にも貢献する大気や水質の浄化などの調整サービスについても低下傾向が示されている。生態系がもたらす防災・減災サービスについては、植林した樹木の成長によって森林の表層崩壊防止サービスは向上しつつある。他方、湿原がもつ洪水調整サービスについては、湿原からどのような土地利用に転換されるかによるが、湿原面積の大幅な減少により経年的には減少傾向にあると考えられる。また、地域資源の持続可能な利用と密接に関わる文化や伝統も失われつつある。さらに、近年は野生鳥獣による農林水産業被害額は減少傾向にあるが、被害額以上に農山漁村へ深刻な影響を及ぼしているほか、ダニ媒介性感染症などの人獣共通感染症による健康へのリスクも顕在化しており、生態系による負の影響（ディスサービス）が顕著になっている。

（3）将来予測

我が国の生物多様性や生態系サービスの変化に関する将来予測の研究が近年進展してきた。気候変動の観点からは、陸域や海域の様々な生態系における影響が予測されている。例えば、日本に生息するコブ類 11 種のうち約 6 種が日本海域から消失する可能性や、サンゴ分布可能域が消失する可能性があることが示唆されており、供給サービスや防災・減災に関わる調整サービス、レクリエーション等の文化的サービスに影響を及ぼす可能性がある。また、人口減少社会を迎えた我が国においては、人口分布（人口集中又は人口分散（※1））と重要視する資本の選択（人工資本活用又は自然資本活用（※2））によって、将来の生物多様性や生態系サービスの状態が大きく変わりうると思われる。例えば、自然資本・分散型社会シナリオの方が、人工資本・コンパクト型社会シナリオよりも米生産等の需要と供給のバランスがとれた自治体が多くなることなどが予測されている。このことは、生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に享受するためには、これまでの自然環境保全を目的とした施策に加えて、日々の一人ひとりの行動や社会のあり方も含めた対策が必要となることを示唆している。

※1 人口集中：現在の都心部や市街地に今後、人口がさらに集中する。

人口分散：今後、人口が郊外や中山間地域により分散していく。

※2 自然資本活用：国内の自然資本（森林など）をより積極的に活用する。

人工資本活用：人工資本（コンクリートなど）をより積極的に活用する。

1 2 (4) 生物多様性の損失要因

3 日本**の**生物多様性の直接的な損失要因は「4つの危機」に整理することができる。そ
4 れらの背後には、危機をもたらす間接的な要因としての社会経済の変化があり、さらに、
5 それら全体に社会の価値観や行動が影響を与えている。社会の価値観や行動を変えるた
6 めには、社会を構成する一人ひとりが生物多様性の重要性を理解し行動するとともに、
7 企業による事業活動等に生物多様性を統合する必要がある。しかし、現状ではこれらは
8 不十分であり、生物多様性は主流化されていない状況となっている。生物多様性の損失
9 を止め回復に向かわせるためには、生物多様性が直面している「4つの危機」に対処す
10 ることが欠かせないが、同時にこの「4つの危機」を引き起こす社会の価値観と行動を
11 変えなければならない。本国家戦略においては、これまでの社会の価値観と行動を、社
12 会経済に内在する生物多様性の危機として位置づけ、対策の必要性を強調する。

13 14 ① 生物多様性が直面する4つの危機

15 1) 第1の危機（開発など人間活動による危機）

16 第1の危機は、開発を含む土地と海の利用の変化や乱獲といった生物の直接採取な
17 ど、人が引き起こす要因による生物多様性への負の影響である。高度経済成長期以降、
18 急速で規模の大きな開発・改変によって、自然性の高い森林、草原、農地、湿原、干
19 潟等の規模や質が著しく縮小した。近年では、大規模な開発による生物多様性への圧
20 力は低下しているが、過去の開発により失われた生物多様性は容易に取り戻すことは
21 できず、また、再生可能エネルギー設備や相対的に規模の小さい開発によっても生物
22 多様性は影響を受けている。さらに、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘な
23 ども生物の動植物の個体数の減少をもたらした。環境省レッドリストにおいて絶滅危
24 惧種に選定されている種の減少要因においても、開発や捕獲・採取による影響が大き
25 い。

26 27 2) 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

28 第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退す
29 ることによる生物多様性への負の影響である。里地里山の薪炭林や農用林、採草地な
30 どの二次草原等は、かつてはエネルギーや農業生産に必要な資源の供給源として日常
31 生活や経済活動に必要なものとして維持され、同時に攪乱環境に依存する種を含めた
32 動植物の生息・生育環境を提供するなど、その環境に特有の多様な生物を育ててきた。
33 しかし、近年では産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力の低下、
34 耕作放棄された農地の発生に伴い、農地、水路・ため池、農用林等の森林、採草・放
35 牧地等の草原などで構成される里地里山の多様な環境のモザイク性の消失が懸念さ
36 れている。また、2050年には現居住地地域の約2割が無居住化すると推計されているが、
37 集落の無居住地化による土地の放棄は、例えばチョウ類の生息に負の影響をもたら

1 す。近年では、水田やため池の消失等によってメダカやゲンゴロウ等かつては身近に
2 いた水辺の生物が急激に減少している。さらに、耕作放棄地や利用されないまま放置
3 された里山林などがニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどの生息にとって好ましい
4 環境となることや、狩猟者の減少・高齢化で狩猟圧が低下することなどにより、近年
5 の捕獲対策の強化を図るまで、これらの野生生物の個体数は著しく増加し、分布域は
6 依然として拡大している。近年、農林水産業被害額は減少傾向にあるが、被害額以上
7 に農山漁村へ深刻な影響を及ぼしている。さらに、生態系への影響が発生しているほ
8 か、クマ類等による人身被害が発生している。

9 10 **3) 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）**

11 第3の危機は、外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送
12 るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響である。
13 外来種については、本来の移動能力を超えて人為により意図的・非意図的に国外や国
14 内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系を改変し、絶滅危惧
15 種を含む在来種に大きな影響を与えている。ひとたび国内に定着した外来種の分布拡
16 大を抑えることは容易ではなく、例えば、2017年にはほぼ全国において、生態系被害
17 などを引き起こして問題となっているアライグマ・ハクビシン・ヌートリアのいずれ
18 かが分布していることが明らかになっている。また、近年では輸入された物品等に付
19 着してヒアリが国内に侵入する事例が増加するなど、人の生活環境への影響の懸念も
20 増大している。化学物質については、20世紀に入って急速に開発・普及が進み、現在、
21 生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じており、生態系への
22 影響が指摘されている。

23 24 **4) 第4の危機（地球環境の変化による危機）**

25 第4の危機は、地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など地球
26 環境の変化による生物多様性への負の影響である。IPCCの第6次評価報告書第2作業
27 部会報告書では、人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超えて、自然
28 や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こして
29 いると評価されている。我が国においても既に、温暖な気候に生育するタケ類（モウ
30 ソウチク、マダケ）の分布の北上や、南方系チョウ類の個体数増加及び分布域の北上、
31 海水温の上昇によるものとみられるサンゴの白化等が確認されている。今後、高山性
32 のライチョウの生息適域の減少及び消失、ニホンジカ等の高緯度・高標高域への分布
33 拡大、森林構成樹種の分布や成長量の変化等、様々な生態系においてさらに負の影響
34 が拡大することが予測されており、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など、環境の変化
35 に対して弱い地域を中心に、我が国の生物多様性に深刻な負の影響が生じることは避
36 けられないと考えられている。

② 危機の背景にある社会経済の状況

1) 経済成長（主に第1の危機の背景）

戦後の高度経済成長期を含め、GDP（国内総生産）が拡大していく中で、社会インフラの整備が進められるなど国土の利用は大幅に変化し、交通の利便性や防災機能は大幅に向上した。その一方で、例えば、製造業の拡大に伴い臨海部や内陸部において工業地が造成され、沿岸部では広範囲の埋立てが進められるなど、多くの生態系が開発・改変された。現在では急激な開発が弱まっているが、新たな開発の継続や過去の開発による影響が残っている状況にある。また、経済成長に伴う大量生産・大量消費を基調とする生活は生物多様性を脅かす大きな要因となっている。

2) 人口（主に第1、第2の危機の背景）

明治時代以降の人口増加に伴い、宅地面積は急激に増加し、都市的な土地利用の面積が拡大した。また、地方から都市への人口流出が進み、地方においては里地里山地域の荒廃や耕作放棄地の増加、都市においては家庭排水による河川・湖沼や海域での水質悪化等につながった。一方、我が国の総人口は2004年にピークを迎え、減少に転じた。総人口に占める過疎地域人口の割合は減少を続け、過疎地域等において無居住地化が進むと予測されており、里地里山と人との関わりがこれまで以上に減少していくおそれがある。

3) 産業構造の変化（主に第2、第3の危機の背景）

我が国の産業別の就業人口について、第一次産業は1970年代の約19%から2015年には約4%に低下した一方で、第三次産業は約47%から約71%に増大する産業構造の変化が生じている。また、戦後から1970年代にかけて、エネルギー源が石油などの化石燃料にシフトし、薪炭が利用されなくなるとともに、化学肥料の生産量が急激に増加するなど、農山村地域における薪やたい肥などの生物由来の資源の利用が低下した。これらにより、人為的な管理により維持されてきた里山林や野草地の放棄が急激に進んだ。

4) 経済・社会のグローバル化（主に第2、第3の危機の背景、他国への影響）

戦後、経済・社会のグローバル化が急速に進み、食料や木材等の自給率が低下した。これにより、国内の資源利用が減少すると同時に、海外の資源への依存とそれによる影響が増大している。また、我が国の港湾の貨物輸入量は1960年に約0.9億トンであったものが、2013年には約10億トンに達するなど、物の国境を越えた移動が増大している。また、我が国は生きた動物や植物を大量に輸入している。このような経済・社会のグローバル化による人・物の出入りの急増に伴い、生物多様性に影響を与えるおそれのある生物が、意図的・非意図的問わず増加していると考えられる。また、資源の輸入の増加は、他国の生物多様性への影響を与える「テレカップリング」（ある地域の消費活動と、離れた地域の自然環境との間に起こる相互作用）を生じさせている。

③ 社会経済に内在する生物多様性の危機

生物多様性に対して負の影響を与える社会経済の変化をもたらすのは社会の価値観と行動であり、生物多様性が主流化されていない状況自体が危機といえる。内閣府による2019年の世論調査によると、自然に「関心がある」人が全体の90.6%にのぼる一方、「生物多様性」の言葉の「意味を知っていた」人は全体の20.1%、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」人が31.7%であり、「聞いたこともなかった」人が47.2%となっており、生物多様性に関する認識や理解が十分に進んでいない状況にある。また、総務省統計局の2016年の社会生活基本調査によれば、「自然や環境を守るための活動」に参加している人の割合は4%と、2001年の8%から減少している。近年では、自然体験をほとんどしたことがない子どもや若者も増えており、さらに自然との関係が希薄になっていることが懸念される。前述の内閣府世論調査において、若者（18～29歳）の回答を見ると、自然に「関心がある」人は他の年代よりも低く、自然体験の減少などにより自然への関心が低くなっている可能性がある。ただし、若者の回答において生物多様性の「意味を知っていた」と「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」人を合計した割合は他の年代よりも高く、学校教育等により一定の認知が広がっている可能性もある。

また、国内外の生物多様性への負荷は、食料・木材などの生物資源の直接的利用だけではなく、非生物資源の利用にともなう汚染・排出物の影響など様々な事業活動から生じている。一般社団法人日本経済団体連合会・経団連自然保護協議会の調査³によれば、経営方針等に生物多様性保全の概念を盛り込んでいる会員企業の割合は、2009年度から2019年度までの10年間で39%から75%に大幅に増加している。また、本社の事業活動における生物多様性への影響の把握・分析・評価を行っている会員企業の割合は57%にのぼる一方で、サプライチェーンにおいて行っている割合は24%にとどまっている。

生物多様性の重要性や私たちの暮らしとの関係性への認識が低ければ、生物に配慮した行動や意思決定にはつながらないと考えられる。こうした生物多様性が主流化されていない状況に対応していくためには、社会の価値観や行動を変えていく必要があり、まずは教育や自然体験の機会を通じて関心や理解を高めることが強く求められる。また、同時に日々の生活において生物多様性に配慮した選択を可能にするための仕組みや、事業者による持続可能な生産・調達を広げる取組が必要となる。

2 これまでの取組と生物多様性国家戦略2012-2020の点検結果

「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」⁴では、生物多様性国家戦略2012-2020に基づく取組に関して、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標が達成されたとは言えず、更なる努力が必要と評価した。さらに、生物多様性の損失を止め、2050年を目標年とする長期目標「自然共生社会の実現」を目指すには、生

³ 一般社団法人日本経済団体連合会 経団連自然保護協議会 生物多様性民間参画パートナーシップ（2020）生物多様性に関するアンケート－自然の恵みと事業活動の関係調査－＜2019年度調査結果＞

⁴ 2021年1月27日 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

1 物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因やその根底にある価値観と行動に
2 変化を引き起こすための新たな取組、そして、評価手法を含む国家戦略の構造等の改善が
3 望まれると指摘している。なお、各基本戦略については、次の通り評価した。

4 ① 基本戦略1(生物多様性を社会に浸透させる)

5 「多様な主体の連携の促進」など、生物多様性を社会に浸透させる取組に着実な進
6 捗が見られたが、生物多様性を社会に浸透させたとはまでは言えない。

7 ② 基本戦略2(地域における人と自然の関係を見直し、再構築する)

8 人と自然との豊かな関係を着実に作りつつあるが、地域における人と自然の関係
9 を見直し、再構築するまでには至っていない。

10 ③ 基本戦略3(森・里・川・海のつながりを確保する)

11 森、里、川、海のそれぞれの中での個別のつながりの確保に向けた取組は着実に
12 進捗したが、森・里・川・海の全体のつながりを確保したとまでは言い切れない。

13 ④ 基本戦略4(地球規模の視野を持って行動する)

14 一部数値目標の未達成などの取組の遅れが見られるが、国際的な資金メカニズム等
15 を通じた途上国支援など、地球規模の視野を持った行動は概ねなされた。

16 ⑤ 基本戦略5(科学的基盤を強化し、政策に結びつける)

17 科学的基盤の強化と政策への結びつけは概ねなされた。

18
19 JB03 では、これまでの取組や生物多様性・生態系サービスの状況等を踏まえ、我が国の
20 生物多様性の損失速度は過去 50 年で緩和されてきたものの損失を回復するには至ってい
21 ないとされた。また、更なる取組の強化・開始が必要であり、そのためには生物多様性損
22 失の直接的な要因を対象とした対策だけではなく、社会のあり方を変えていくための総合
23 的な対策が重要であることが指摘された。

24
25
26 **第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題**

27 **(1) 取り組むべき課題の観点**

28 本国家戦略で取り組むべき課題を次の観点から整理する。

29
30 **① 世界目標への対応**

31 生物多様性条約の締約国として、COP15 で採択されたポスト 2020 生物多様性枠組【P】
32 の各目標の達成に向けた取組を国際的に連携して進める必要がある。また、生物多様性
33 とビジネスをめぐる TNFD や SBTs for Nature といった新たな国際枠組に対応していく
34 必要がある。

35
36 **② 世界と日本のつながりの中での課題**

37 我が国での消費行動がサプライチェーンを通じて海外の生物多様性に影響を与えて

1 いることや、地球規模においては人口増加により自然資源への圧力が増大する一方で、
2 国内においては人口減少が進んでいること等を踏まえ、我が国における自然資源の利用
3 のあり方を見直す必要がある。また、グローバル化による国境を越えた物流の増大等
4 による外来種の侵入等に対処する必要がある。

6 ③ 国内での課題

7 従来の保護地域による保全に加え、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域に
8 おける取組の促進や、陸域や海域の利用を持続可能にしていく活動等を進めることが重
9 要である。また、生物多様性国家戦略 2012-2020 において示したように、東日本大震災
10 を踏まえ、恵みと脅威の両面から人と自然との関係を認識するとともに、地域の自然を
11 活かして継続的に復興に取り組むことが重要である。さらに、我が国では人口減少や少
12 子高齢化により自然資源の管理の担い手が減少しており、生物多様性の保全に向けた財
13 政的な支援やデータ基盤整備を含め、多様な主体が連携して活動を効率的・効果的に実
14 施できるよう仕組みを構築する必要がある。加えて、生物多様性への理解・関心の低さ
15 に対処する必要がある。

17 (2) 具体的課題

18 (1) の整理を踏まえ、本国家戦略において取り組むべき 5 つの課題を掲げる。

20 ① 生態系の健全性の回復

21 これまでの取組により、我が国の生物多様性の損失速度は緩和されてきたが回復軌道
22 には乗っていない。また、生物多様性が直面する 4 つの危機の影響は依然として大きく、
23 今後気候変動による影響の増大等も懸念される。私たちの暮らしを支える多様な機能を
24 十分に発揮させるため、生態系の健全性を回復させることが必要。

26 ② 自然を活用した社会課題の解決

27 自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵みを維持
28 し回復させる必要がある。特に、我が国では、人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕
29 在化しており、また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえて、人と自然
30 の関係のあり方や自然の活用方法が問われている。このため、人と自然の適切な距離を
31 確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図ることが必要。

33 ③ 事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）

34 生物多様性の損失は、自然資本の直接採取、土地利用の形態、有害物質の排出等の直
35 接要因の他、持続不可能な生産・消費形態を生み出す経済システムや技術開発といった
36 間接要因による生物多様性への負荷に対処しなければ止まらない。また、ビジネスにお
37 ける生物多様性の保全をリスクでなく機会ととらえ、保全に資する技術・製品・サービ

1 スを開発・展開することは、持続可能な経済活動の基盤の維持・増進につながる。持続
2 可能なビジネスのためには、生物多様性・自然資本への配慮が不可欠であり、このため、
3 生物多様性・自然資本の観点を事業活動に統合させることが必要。

4 5 **④ 生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）**

6 生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知識の不足・無関心及び生物多様
7 性の価値が統合されていない社会構造がある。自然は人類の生存・生活に不可欠な存在
8 であり社会経済の基盤であるという価値観を社会に広く浸透させるとともに、行動を促
9 す枠組み作りを検討し、一人ひとりの具体的行動につなげていくことが必要。

10 11 **⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進**

12 生物多様性保全は、多様な主体による取組に支えられており、それらの主体による取
13 組や連携を促す情報・技術の整備・発信や地域レベルでの計画の策定、人材育成、活動
14 支援、法制上、財政上又は税制上の措置等が必要である。また、我が国の海外への資源
15 依存や、国際的な物流等による我が国の生物多様性への影響の状況を踏まえ、国を越え
16 た保全と持続可能な利用に係る協調的な取組や情報・技術の共有が必要であり、国際連
17 携は基盤となる。

18 19 20 **（3）課題への対処において重要な考え方**

21 **※課題や基本戦略においてキーワードとなる概念や取組について解説（案において記載）**

22 **①SDGs との関係性**

23 **②自然資本**

24 **③自然を活用した解決策（NbS） 等**

25

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

持続可能な社会を構築するためには、自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けられることができるよう、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択することが重要である。また、自然資本を次の世代に受け継ぐべき資産としてとらえ、その価値を的確に認識して、自然資本を守り持続可能に活用する社会に変革していくことが必要である。これらを通じて、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会を構築する。

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

【2050年ビジョン】

『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々にとって不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』を実現する。具体的には次の社会を実現する。

① 生存基盤となる多様で健全な生態系が確保された社会

それぞれの地域の生物多様性や生態系が、人と自然の関係も含めた地域の特性に応じて地域ごとの知恵や技術も活かしつつ保全・再生され、次の世代に受け継がれる社会。

そこでは、保護地域と OECM の連携した効果的なシステム等により、生物群集全体の保全の観点から生息・生育地が量的にも質的にも適切かつ十分な範囲で保全され、生態系の健全性が確保されており、さらに、自然再生等により生物多様性の回復（ネイチャーポジティブ）が進められており、地域の個体群がそれぞれに保全され、遺伝的な多様性も確保され、災害や気候変動等の様々な変化に対してレジリエントな生態系が確保されている。こうした生態系が二酸化炭素の吸収源としても適切に保全・管理されている。

② 自然を基盤としてその恵みを持続可能に利用する社会

生物多様性や生態系が有する固有の価値が尊重されつつ、損失や劣化を引き起こさない持続可能な方法により生物多様性や生態系が利用される社会。また、多様で健全な生態系から生み出される自然の恵みや、自然との関わりの中で様々な恵みを引き出す知識や技術などの文化が次の世代に受け継がれ、地域コミュニティが活性化している社会。

そこでは、化石燃料等の再生不可能な地下資源依存から移行し、地域の自然資本を持続可能な形で利用することで、生物多様性の第2の危機が緩和されるとともに、海外も含めて持続可能な形で生産されていない資源に対する依存の比率が低下し、地球規模での持続可能な社会の構築に寄与している（テレカップリングによる負の影響の

1 解消)。また、生態系が多様な機能を発揮することにより、気候変動緩和のための吸
2 収源の確保や災害リスクに対するレジリエンスの強化に加え、観光や農林水産業など
3 を通じた地域の活性化、健康や福利など、我が国が直面する社会的課題が解決してい
4 る。

6 ③ 生物多様性の主流化による変革がなされた社会

7 生物多様性や生態系が私たちの暮らしを支えていること、すなわち自然資本が社
8 会経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人ひとりの
9 行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が内部化されている社会。

10 そこでは、生物多様性と生態系への負荷が少ない持続可能なサプライチェーンが構
11 築され、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保されている。

12 地域における生物多様性のあり方がそれぞれの地域で合意され、保全と持続可能な
13 利用を実現するエリアベースの取組に地域の多様な主体が関わり、国土全体と地球規
14 模の生物多様性を考慮した重層的なガバナンスが進められ、多様なセクターや関係す
15 る個人が適切な役割分担に基づき取組を行っている。

1 第3章 2030年に向けた目標

2 第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

3 第2章第2節で掲げた2050年ビジョンの達成に向け、2030年までに達成すべき短期
4 目標（2030年ミッション）を掲げる。

6 (1) 2030年ミッション「2030年ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」

7 『2030年までに、「ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」を実現する。』

9 本国家戦略において、「ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」とは、「生物多様性
10 の損失を止め、回復軌道に乗せること」とする。「2030年ネイチャーポジティブ：[自
11 然〇〇]」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系に
12 による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これ
13 までの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野が連携して取
14 り組むべく、以下の5つの基本戦略に沿って取り組んでいく。

15 1 生態系の健全性の回復

17 2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成に向け、保護地域
18 に加えてOECMによる保全の取組を進めるとともに、普通種を含めた生物群集全体
19 の保全を図る。また、生産活動を含む多様な目的での陸域や海域の利用において、
20 生物多様性への負荷軽減と質の向上を図る。これらにより、気候変動等にも順応性
21 の高い生態系の健全性を回復させる。

23 2 自然を活用した社会課題の解決

24 自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の
25 活性化、人獣共通感染症対策、健康などの多様な社会課題の解決につなげる。また、
26 野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的・効率的な鳥獣管理を推進する。これらによ
27 り、人間の幸福と生物多様性保全の相乗効果をもたらす生態系の恵みを維持・回復
28 させる。

30 3 事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）

31 政府と事業者等が連携し、事業活動と生物多様性・自然資本の関係の評価の方法
32 や経済に係る制度・システムのあり方を見直し、事業活動そのものに生物多様性・
33 自然資本の考え方が組み込まれるための施策を実施する。これらにより、事業活動
34 において自然資本を持続可能に利用する社会経済活動を広げる。

36 4 生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）

37 消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成するとともに、事業者への働

1 きかけを通じた投資家や助言者としての側面を持つ個人・団体の役割の重要性を踏
2 まえ、新たな技術等も活用しつつ、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な
3 関わりを取り戻し、より深化させるための施策を実施する。これにより、一人ひと
4 りが自然資本を守り活かす社会経済活動を広げる。

5 5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

7 生物多様性の評価のための基礎的な調査・モニタリングの充実や、利活用しやす
8 い情報の整備、取組の担い手確保等を進めるとともに、必要な法制上、財政上又は
9 税制上の措置その他の措置を講ずる。さらに、地球規模での生物多様性の保全への
10 貢献のため、我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。これらにより、国
11 内及び地球規模での生物多様性保全の取組全体を底上げする。

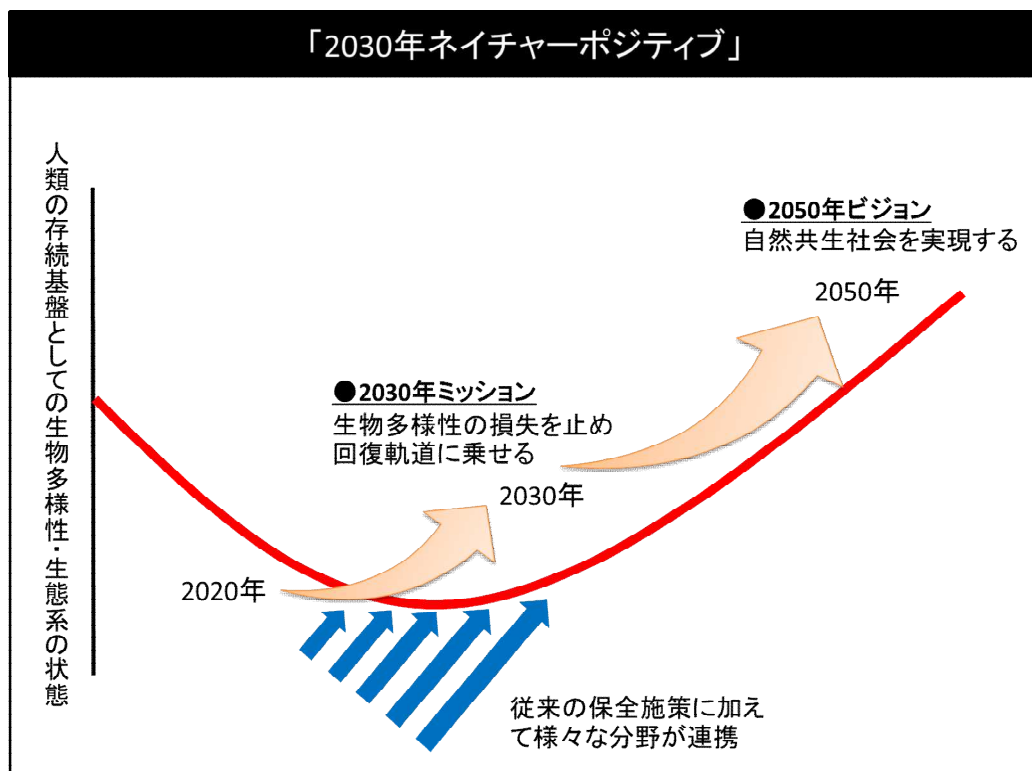
13 また、これらの基本戦略の下での多様な主体による取組を「ネイチャーポジティブ
14 活動」と位置づけ推進していく。

16 (注) 「ネイチャーポジティブ」に関する最新の国際的な議論等を踏まえ、本国家戦略に
17 おける定義については引き続き検討を行う。

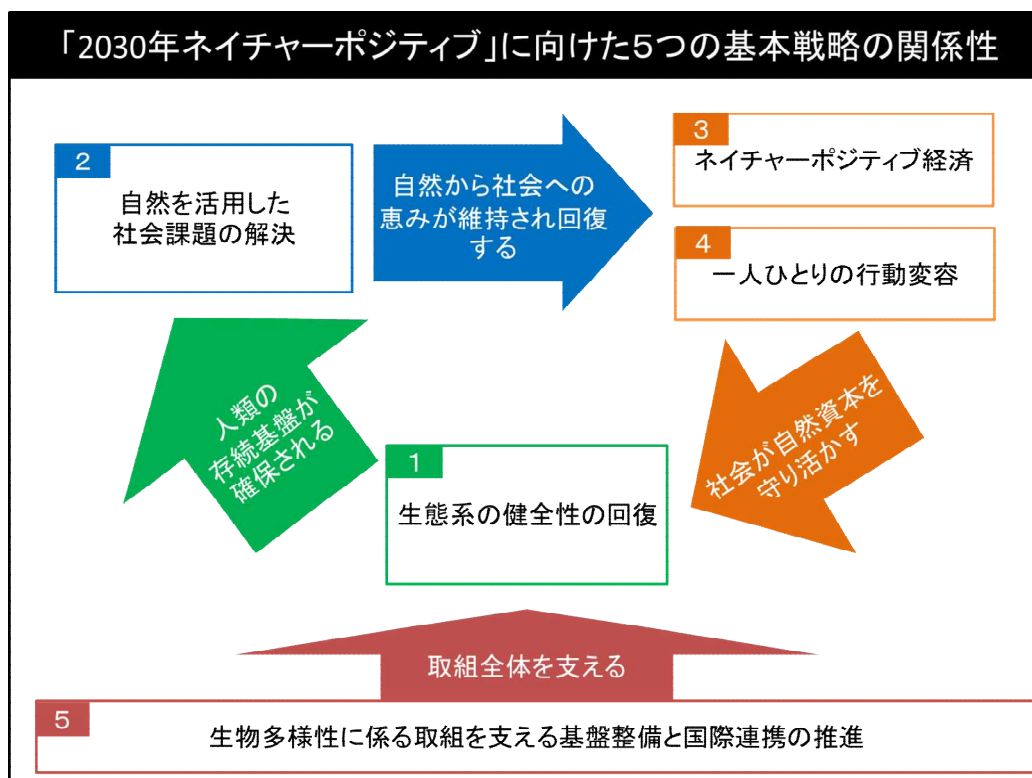
20 (2) ネイチャーポジティブの考え方（案において記載）

- 21 ・「2030年ネイチャーポジティブ〔自然〇〇〕」について、国際的な議論や本国家戦略
22 における考え方、基本戦略との関係性等について図なども用いながら解説する。
- 23 ・この他、「ネイチャーポジティブ活動」や「ネイチャーポジティブ経済」等について、
24 本国家戦略における施策や国民の生活等との関係を分かりやすく整理する。

- 1 【図のイメージ】
- 2 ① 「2030年ネイチャーポジティブ」

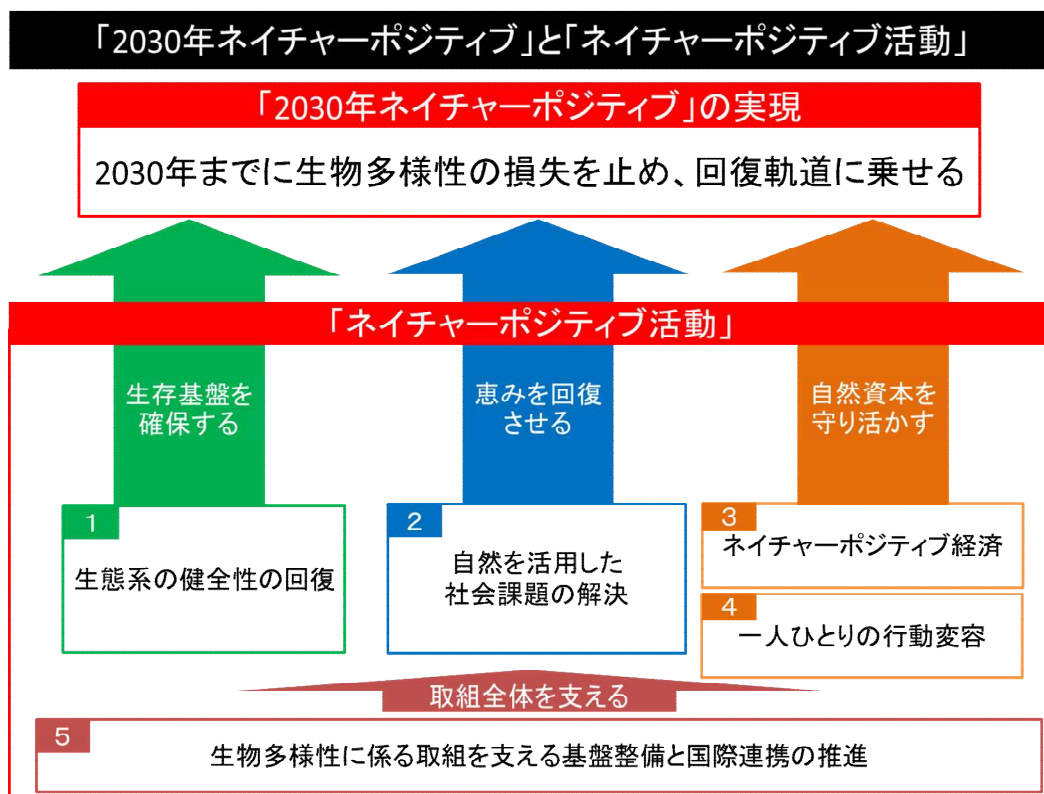


- 3
- 4 ② 「2030年ネイチャーポジティブ」と5つの基本戦略の関係性



- 5
- 6

1 ③ 「2030年ネイチャーポジティブ」と「ネイチャーポジティブ活動」



2
3
4

1 第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

3 基本戦略1

4 生態系の健全性の回復

健全な生態系は、私たちの暮らしを支える多様な機能を十分に発揮する。このため、普通種を含めた生物群集全体の保全の観点から、2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成を指標としつつ、国土全体において生息・生育・繁殖地の確保と連結性の向上を図る。また、生産活動やインフラ整備等の目的を含む陸域及び海域の利用・管理において、生物多様性への負荷軽減と質の向上に係る取組を進める。さらに、野生生物の進化への人為的な影響をできるかぎり減少させるとともに、局所的に生息している野生生物から全国規模で生息している野生生物まで、また種の多様性のみならず地域個体群など遺伝的多様性の保全を含めた総合的な野生生物の保護管理を強化する。併せて、自然や社会の変化を踏まえ、人と野生生物の適切な関係を再構築する。これらの取組を効果的に推進するため、関係省庁の連携体制を強化する。これらにより、生態系レベルから遺伝子レベルまで様々なレベルでの健全性を確保し、気候変動等にも順応性の高い、生態系の健全性を回復させる。

1-1 生物群集全体の保全に向けた場の保全・再生とネットワーク化

① 保護地域による保全

生態系ネットワーク構築の中核となる脊梁山脈を中心とする奥山自然地域を含め、生物多様性保全の屋台骨としての役割を担う国立・国定公園の指定・拡張や陸域における特別地域等の地種区分の見直しによる保護規制計画の適正化、海域における海域公園地区の指定・拡張等を進めるとともに、管理の質を向上させるための自然再生・希少種保護・鳥獣保護管理・外来種対策等の取組の充実及び管理体制の強化を図る。また、それ以外の保護地域についても、必要に応じた指定・拡張や継続的・効果的な管理を図る。

② OECMによる保全

「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）」に関して、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト（仮称）」として認定していくとともに、地域主体での取組を一層促進するために、個人・団体等が参加しやすい経済的措置も活用したインセンティブの創出について検討し、関連する施策を推進する。併せて、関係省庁が所管している制度等に基づき管理されている地域においても、必要に応じてその地域の生物多様性保全機能が向上されるよう努めることを含め、OECMに該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについてはOECMとして整理する。

③ 生態系の質の向上とネットワーク化

国土を構成する地域区分（奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湖沼・湿地地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域）ごとに、それぞれの特性を踏まえ、劣化した生態系の回復や自然の質を向上させ、生態系ネットワークの構築・維持を図る。そのため、天然生林の保全管理や多様な森林整備、草原の再生・維持管理、河川・湖沼・湿地・沿岸域における自然の再生、都市域における緑地の適切な保全や生物多様性に配慮した緑地の整備等を推進する。特に、国立公園等の保護地域内においては、自然の再生や生態系の維持回復につながる取組として、希少な生物の生育・生息する森林の針広混交林等の育成複層林又は天然生林への誘導、人工建造物の撤去等による河川の連続性の回復、外来種やシカによる生態系への影響低減等を積極的に進める。また、河川をはじめとする水系が森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐことで国土における生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを留意し、統合的な土砂や栄養塩類の管理の観点も踏まえ、地域固有の生物相に応じた生態系の広がりや、複数の生態系を含む景観など様々な空間レベルでのつながりを考慮して取組を進める。さらに、身近な自然が普通種を含む生物の生息場所及び生態系ネットワークの構成要素になっていることに留意し、多様な主体の連携による維持管理を促進する。

④ 生物多様性の状況の「見える化」

30by30 目標の達成と多様な生態系のネットワーク化に向けて、効果的な取組が期待できる場所等の生物多様性保全上の価値等を国土全体で「見える化」する手法の構築を図り、提供する。

1-2 陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減と質の向上

① 森林

生物多様性保全など多面的機能の発揮の観点から、多様な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良くモザイク状に配置された状態を目指して整備及び保全を推進する。そのため、森林の現況や自然条件等に応じ、育成単層林においては広葉樹の導入等による針広混交の育成複層林への誘導等を含む多様な森林整備を進めるとともに、天然生林の適切な保全・管理を推進する。また、森林内の貴重な野生生物の保護など生物多様性の保全に配慮した森林施業を推進する。管理が適切に行われないことによる森林の多様な生物の生育・生息環境の喪失に対処し、生物多様性に配慮した森林整備を持続的に進めるため、森林管理の担い手の確保・育成を進める。

② 農地

農地における生物多様性保全に関する評価を進めるとともに、農業における化学農薬・化学肥料の使用量の低減等による環境負荷の軽減、家畜排せつ物の適正管理、有機農業や環境保全型農業の推進、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となる水路・畔や防風林などを含めたモザイク性のある農村景観全体の保全等により、生物多様性に配慮し

1 た持続可能な農林水産業を推進する。また、管理不足から全国的に減少傾向にある草地
2 における生産性や生物多様性保全等の機能の維持のための整備や管理を促進する。

3 4 ③ 都市

5 都市における生物多様性を確保するため、都市公園の整備や緑地の保全、魅力ある水
6 辺空間の創出等により、水と緑のネットワーク形成を推進する。また、緑地・農地と調
7 和した良好な都市環境・景観の形成等を促進する。このため、緑地の有する多様な機能
8 に関する評価を進めるとともに、生物の生息・生育・繁殖環境を損なわず、効果的な整
9 備・管理を行うための地方公共団体における都市の生物多様性保全の取組を支援する。

10 11 ④ 河川・湖沼・湿地（陸水）

12 河川・湖沼・湿地の管理において、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観の保
13 全・創出につながる取組や、外来種対策等を推進する。その際、かわまちづくり等の魅
14 力ある水辺空間の創出や広域的な生態系ネットワークの形成を図る。また、河川環境整
15 備や公共用水域の水質改善、流域の地域住民等と協働した取組による水環境への関心・
16 理解の醸成等を通じ、健全な水循環の確保を推進する。

17 18 ⑤ 沿岸・海洋

19 ブルーカーボン（沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭
20 素）の吸収源としての活用や水産資源の増殖等において重要な役割を果たす藻場・干
21 潟・サンゴ礁等の海域環境の保全・再生・創出を図る。海洋プラスチックごみ対策の観
22 点から、漁具の改良や海洋ごみ、漂着ごみの回収などを進めるとともに、船舶による外
23 来生物の越境移動対策の観点から、船舶等の適正な管理を行い、海の保全・再生を進め
24 る。なお、海洋プラスチックごみ対策に当たっては、海域に流出する前に、主要な発生
25 源の一つである内陸地域を巻き込み、陸域でのポイ捨て抑制対策、分別回収の徹底と散
26 乱防止対策、これらの普及啓発等により発生抑制を推進することも重要である。

27 また、魚介類の養殖漁場の底質の悪化や富栄養化が生じないよう、飼料開発や漁場管
28 理の適正化に努める。さらに、持続可能な水産資源管理のシステムを構築し、生物多様
29 性の確保と同時に我が国の漁獲生産量の回復を図る。

30 水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の
31 護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生
32 型護岸等の環境配慮型構造物を採用する必要がある。

33 34 1-3 野生生物の保護管理

35 ① 個別の取組の強化と複合的観点の取組

36 広域的な捕獲を含めた鳥獣の適切な個体群管理とその担い手確保、二次的自然に生息
37 する種も含めた希少な野生生物の生息域内保全とそれを補完する効果的な生息域外保
38 全・野生復帰等の実施、外来生物対策における緊急に対処が必要な生物や広く飼育され

1 野外個体数が多い生物への対応等、個別種に焦点を当てた取組を喫緊の課題に的確に対
2 応しつつ進める。個別の取組を効率的かつ効果的に進めるために、鳥獣の鉛中毒対策と
3 しての鳥獣捕獲における鉛弾の使用制限や、希少種の主な減少要因となっている侵略的
4 外来種や野生鳥獣への集中的な対策など、複合的な目的での野生生物の保護管理を強化
5 する。

7 ② 普通種や野生生物の遺伝的多様性等の保全に係る取組

8 絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種についても、生態系を構成する基盤であり、多
9 様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状を把握するととも
10 に必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。生物（交雑個体を含む）
11 の人為的な野外放出は、遺伝的多様性の確保、国内由来の外来種や国外由来の在来種
12 の問題等、地域の生物多様性の保全に影響を及ぼすことがあるため、その取扱いにあたっ
13 て考え方を整理し、生物多様性への著しい支障を生じさせないように、必要な取組を講じ
14 る。

16 1-4 関係省庁の連携

17 これらの取組の効果的な推進のため、生物多様性の保全上重要な地域の保護・保全に関
18 連する施策を所管する環境省、農林水産省、国土交通省等の関係省庁の連携体制を強化す
19 る。また、国立公園の約6割を国有林野が占めることに鑑み、環境省、農林水産省が所管
20 する制度を組み合わせた保護の徹底、自然体験機会の提供、情報共有や合同研修等による
21 管理体制の充実等、管理当局間の更なる連携を推進する。

22
23 <基本戦略1における状態目標・行動目標は別紙参照>

1 基本戦略2

2 自然を活用した社会課題の解決

3

4 自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして気候
5 変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの
6 多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性保全を両立させる自然を活用した
7 解決策（NbS）を進める。また、気候変動をはじめとする諸課題への対策と生物多様性との
8 間でのシナジー（相乗効果）を最大化し、トレードオフを最小化することで、生物多様性を
9 維持しつつ NbS の効果を最大限発揮させる。さらに、中山間地域等において深刻な課題とな
10 っている野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的・効率的な鳥獣管理や、担い手づくりを進め
11 る。

12

13 2-1 自然を活用した地域づくり

14 地域における自然に関係する取組を NbS の観点から再評価し、NbS の地域における実装
15 を促進する。そのため、技術的支援として NbS の基本的な考え方や地域における実践の手
16 法を整理し普及を図る。特に、国立公園等において、自然体験活動の促進、利用拠点の整
17 備及び廃屋撤去を含む滞在環境の上質化、利用者負担、プロモーション等を図る「国立公
18 園満喫プロジェクト」の取組を全ての国立公園に展開することや、自然を活かしたアドベ
19 ンチャーツーリズム・サステナブルツーリズムを推進すること、また、生物多様性の保護
20 と経済社会活動の両立により持続的な発展を目指すユネスコエコパークやユネスコ世界
21 ジオパークの取組を推進すること等により、自然環境の保護と利用の好循環を形成し、自
22 然を活かした豊かな地域づくりにつなげる。

23 自然資源管理に関する伝統知・地域知や文化を踏まえつつ、自然資源を活用した交流・
24 関係人口の創出による都市と農山漁村のつながりの拡大や、観光、野生生物を活かした地
25 域振興、再生可能エネルギーをはじめとする自然資本・生態系サービスを活かした地域の
26 魅力向上と経済活動の促進、人口減少を見据えた長期的な視点での放牧、有機農業、ビオ
27 トープなど持続可能な土地利用を進める。このため、自立・分散型の社会を形成しつつ、
28 近隣地域等と地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」のもとでの田園回帰、働き方
29 改革、デジタル田園都市国家構想等の動きをとらえ、都市と農山漁村・自然の観光地との
30 つながりの拡大を促進するとともに、自然を活かしたワーケーション・サテライトオフィ
31 ス・多拠点居住の推進や地域における NbS の推進につながる拠点の形成を進める。

32 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機
33 能を活用し、持続可能な魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの社
34 会実装を官民連携・分野横断により推進する。

35

36 2-2 自然を活かした課題の統合的解決

37 ① 気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化

38 森林や沿岸生態系をはじめとする自然生態系の吸収源対策としての機能を発揮させ

1 るため、保護地域の指定や自然生態系の管理等の推進により、健全な状態に保全すると
2 とともに、森林については適切な整備を進め、人工林の森林資源の循環利用等を通じて、
3 管理が適切に行われないことによる森林の多様な生物の生息・生育環境の喪失に対処
4 し、自然生態系と地域経済の再生を図る。このため、林地残材の活用や手入れの不十分
5 な里山におけるバイオマス資源のエネルギー源としての活用を進める。

6 また、流域治水の取組など気候変動適応策の推進に当たっては、自然環境が有する多
7 様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、遊水地等による雨水貯留・浸透機
8 能の確保・向上や、人口減少により生じた空間的余裕を活用した自然再生を含め、気候
9 変動により激甚化・頻発化が進むとされる災害に対してレジリエントな地域を作る「生
10 態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」の実装を推進する。災害からの復興にあたっ
11 ては、原形復旧の発想に捉われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応によ
12 り気候変動への適応を進める「適応復興」の観点を踏まえ、災害により生じた生態系の
13 活用を含めた保全・管理を検討する。

14 15 ② 気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化

16 自然の恵みの持続的な享受と気候変動対策のトレードオフを回避・最小化し、両立さ
17 せるため、再生可能エネルギー施設の設置による生物多様性への悪影響は防ぐ一方で、
18 地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成に十分配慮した地域共生型の再生
19 可能エネルギーの積極的な導入を目指す。このため、再生可能エネルギー施設の設置を
20 促進すべき場所と自然の恵みを享受するために回避・配慮すべき場所の考え方につい
21 て、将来的な国土利用のあり方を踏まえた上で整理を行い、適切な立地選択（ゾーニン
22 グ）や生物多様性保全への配慮のための情報提供やガイドライン作成・活用を推進し、
23 適地に誘導する。

24 25 ③ 身の回りにある様々な課題との統合的解決

26 国内バイオマス資源の素材としての活用を促進するため、利用技術の研究・開発や資
27 源利用の拡大を図ることで、資源循環と里山の維持・管理を同時に推進する。また、病
28 害虫対策における天敵等の活用、自然環境保全活動と教育・福祉分野との連携等により、
29 自然体験や心身の健康増進と同時に、生物多様性保全に資する場の保全を図る。また、
30 感動や癒し、ときめきなど、自然とのふれあいから生活の豊かさの向上につなげる取組
31 を促進する。

32 33 2-3 鳥獣の管理と棲み分けと有効利用

34 野生鳥獣との軋轢解消に向け、（その再生産力を活かしきれていない）里地里山の自然
35 資源利用やゾーニング等を通じた人と自然の棲み分けの取組を進めるとともに、捕獲等
36 した鳥獣の有効利用を進め、地域づくりに積極的に活用する。このため、捕獲等を行う鳥
37 獣管理や有効利用の担い手の確保・育成に加え、最新のデジタル技術も活用した効率化・
38 省力化の取組を進めるとともに、野生動物管理の専門人材を大学や学会等と連携し育成し

1 ていく。

2

3 <基本戦略2における状態目標・行動目標は別紙参照>

4

1 基本戦略3

2 事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）

3
4 ネイチャーポジティブと持続可能な経済活動の実現に向け、政府と事業者等が連携し、事
5 業活動と生物多様性・自然資本の関係の評価の方法や経済に係る制度・システムのあり方
6 を見直し、事業活動そのものに生物多様性・自然資本の考え方が組み込まれるための施策を実
7 施する。

9 3-1 事業者による自然資本配慮型経営（ネイチャーポジティブ経営）の取組の推進

10 ① 生物多様性・自然資本に配慮した事業活動の促進

11 国は、事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進し、
12 また、事業活動に係る生物の多様性の配慮に関する情報の公開について必要な措置を講
13 ずることとされていることを踏まえ、事業者が自社の事業活動による生物多様性・自然
14 資本への影響や依存度を適切に評価し、企業経営上のリスクと機会を分析して事業戦略
15 に組み込んでいくための支援を行う。具体的には、SBTs for Nature（Science Based
16 Targets for Nature）や TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等の民間主導
17 の国際枠組の動向を踏まえつつ、サプライチェーンを含む事業活動全体による生物多様
18 性への影響及び生物多様性の損失による事業活動への影響の定量的な評価や重要性、事
19 業活動にとってのリスクや機会、イノベーション等の可能性の分析、並びにこれらの分
20 析に基づく目標設定や対外的な情報開示の手法を技術的助言として提示・発信し、事業
21 者の取組を促す。

22 また、2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）や生物多様性のための 30by30 ア
23 ライアンス、民間の自主的な取組（経団連自然保護協議会、企業と生物多様性イニシア
24 ティブ（JBIB）等）との連携を通じて、事業者と連携及び協働して、政策形成と自発的
25 な活動の促進を図る。サプライチェーンに係るデータ連携や、各種イニシアティブの詳
26 細情報及び国際的な先進事例情報等を官民で共有するためのプラットフォームを構築
27 する。

28 これらの取組に際しては、脱炭素、プラスチックの資源循環等をはじめとする循環経
29 済等の他分野の取組とも連携し、可能な限り事業者が実効的かつ統合的に取り組めるよ
30 う配慮する。

31 事業者は、国の取組等と連携し、サプライチェーンにも配慮しながら、自社の経営戦
32 略に生物多様性や自然資本配慮を組み込むよう努める。

33 また、OECD に関して、「自然共生サイト（仮称）」としての認定申請及びその維持
34 管理について、地域の他の主体とも連携して、積極的に貢献していく。

36 ② ファイナンスの拡大等による民間資金の導入

37 国は、グリーンファイナンスにおける生物多様性・自然資本分野の取組を促進するた
38 め、TNFD 等による自然関連の評価の情報開示等を踏まえた自然関連のリスクと機会に

1 対する金融機関の認識を深め、金融機関を含めた事業者による生物多様性・自然資本配
2 慮に係る情報開示や目標設定についての技術的助言を行う。また、グリーンインフラ技
3 術の社会実装や海洋生態系の保全再生等を通じて、グリーンボンド等の民間資金調達手
4 法の活用を促進し、グリーンファイナンス・ESG 投資の拡大を図る。

5 また、生物多様性・自然資本に配慮した事業活動について、事業者と金融機関の対
6 話（エンゲージメント）を促すよう技術的助言や体制構築を行う。

8 ③ 業界ごとの取組の促進

9 国は、みどりの食料システム戦略等を踏まえた新たな食料・農林水産業のあり方を検
10 討し、持続可能な食料システムの構築を通じて環境負荷の低減に取り組む。

11 また、業界単位で、生物多様性・自然資本に配慮した事業活動を促進する自主的な取
12 組を促すため、業界団体と連携して計画策定等を支援する。

14 ④ 中小企業や地場企業の支援

15 国は、中小企業や地場の企業に対して、その状況に応じて、分かりやすい情報発信や
16 人材育成を通じて、段階的に生物多様性・自然資本に配慮した取組を実施できるような
17 道筋を示していく。

18 地域での生物多様性・自然資本配慮や 30by30 目標などの取組を進める上で、地域金
19 融機関の役割が需要であることから、地域金融機関と連携した普及啓発、ESG 地域金融
20 の取組を促進する。

22 3-2 経済的手法の活用と新たな自然資本配慮型ビジネスの創出支援

23 ① 経済的手法の調査検討

24 国は、事業者等の生物多様性・自然資本の保全に向けた取組について、OECD 認定を
25 受けた土地等の環境価値の見える化とその売買や、寄付等を通じたマネタイズ手法の調
26 査・実証を行う。

27 国は、保護・保全エリア等に係る税制優遇措置を検討する。

29 ② 自然資本配慮型経営や産業の創出促進

30 国は、日本企業の技術や知見を活かし、国内外の生物多様性・自然資本の保全等に資
31 する技術・製品の実証、サプライチェーン管理やトレーサビリティ確保に資する支援等
32 を行う。

33 また、自治体等と連携し、地域において自然資本の保全や持続可能な利用に資するビ
34 ジネス創出支援を行う。

35 国は、生物多様性・自然資本に由来するビジネスのポテンシャル等を調査し、我が国
36 の自然資本ビジネス拡大に向けたロードマップを策定する。

38 3-3 事業者としての国・地方公共団体の率先垂範

1 国は、グリーン調達やグリーン契約等を通じて、調達時における生物多様性・自然資本
2 配慮を促進する。また、自ら行う事業において、生物多様性・自然資本への負荷を削減す
3 るよう取組を進める。

5 3-4 国際的な規範形成への積極的関与

6 ① 官民の国際枠組みへの関与

7 国は、事業者と連携し、TNFD や生物多様性に関する国際規格（ISO）等の国際的な民
8 間主導のルール作りに対応するための官民連携体制を構築する。我が国の経験を踏まえ
9 た上で、関係諸国と連携しながら実効的なルールが形成されるよう国際的な議論に貢献
10 する。

12 ② 国際的な自主的取組の促進

13 国は、事業者と連携し、我が国における事業者等の自主的取組を国際的に発信すると
14 ともに、国際的な企業連合による、30by30 目標やネイチャーポジティブに向けた取組
15 を促す枠組み作りを支援する。

17 ③ 遺伝資源・ABS（Access and Benefit-Sharing）

18 国は、国際的な DSI（遺伝資源に関する塩基配列情報）の議論も注視しつつ、遺伝資
19 源へのアクセスと公正・衡平な利益配分という ABS の理念を踏まえ、生物資源を持続可
20 能な形で有効に活用するとともに生物多様性の保全に資するような取組を促進するた
21 め、国際的な議論への貢献と国内における普及啓発を通じた ABS ルールの理解、遵守促
22 進や関連事例の蓄積を図る。

24 3-5 自然資本配慮経営や産業創出に向けた基盤整備

25 ① 研究開発

26 国は、個々の製品・サービスやサプライチェーンを含む事業活動全体における、生物
27 多様性・自然資本への影響を可視化するための国内外の方法論の整理を行う。また、生
28 物多様性・自然資本を会計や財務情報に定量的に組み込むための方法論の検討や、自主
29 的手法・経済的手法を通じた生態系サービスへの支払い（PES）における国内外の事例
30 や研究成果の収集・分析を行う。

32 ② 技術開発・データ基盤

33 国は、気候変動等他分野の取組と連携し、デジタル技術等を活用し、サプライチャー
34 ン上で生物多様性・自然資本への影響を把握する技術や、生態系保全・回復やモニタリ
35 ングに資する技術開発を支援する。

36 また、気候変動等他分野の取組とも連携し、生物多様性・自然資本に係るデータの連
37 携等を促進し、事業者による影響把握や情報開示等を支援する。

38 <基本戦略3における状態目標・行動目標は別紙参照>

1 基本戦略4

2 生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）

3
4 ネイチャーポジティブの実現に向けては、個人・団体レベルでの生物多様性に配慮した
5 日々の生活や取組に加え、消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成するととも
6 に、事業者への働きかけを通じた消費者や投資家、助言者としての個人・団体の役割も極め
7 て重要であり、新たな技術等も活用しつつ、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な
8 関わりを取り戻し、かつ、より深化させるための施策を実施する。

10 4-1 生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進

11 ① 行動変容に向けた生物多様性の理解増進

12 国は、国民の取組を促進するための基盤として、生物多様性に係る最新の科学的知見
13 に基づく内外の情報とともに、生物多様性・自然資本や自然の恵みといった概念をわか
14 りやすく整理し、一人ひとりの生活と自然の結びつきをより明確なものとした情報を発
15 信する。併せて、事業者や関係団体と連携し、生活と自然に関する情報や指標（フッ
16 トプリント等）のデータ提供を行う。

17 国民は、日々の生活において生物多様性の恵みを利用して暮らしており、国内の生物
18 多様性のみならず、世界の生物多様性の劣化に影響を及ぼしていることを踏まえ、生物
19 多様性の重要性を認識することに努める。また、民間団体は、専門的な情報を国民等に
20 分かりやすく伝達することにより各主体の情報の橋渡しを行うことが期待される。

21 国及び民間団体は、事業者、専門的知見を有する者等の多様な主体と連携・協働する
22 場である 2030 生物多様性枠組実現会議（J-GBF）等において、SNS や各種メディアを通
23 じて国内外に積極的に情報発信を行うとともに、行動変容を議論する場を設け、ナッジ
24 等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す。

26 ② 人材育成の推進

27 国は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及び同法に基づく基
28 本方針に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、生物多様性に
29 係る環境教育・環境学習が推進されるよう、教職員等の資質向上のための措置、体験の
30 機会の場の認定促進等による体験活動を通じた理解と関心を深めるための措置等を講
31 じる。また、「第2期 ESD 国内実施計画」を踏まえ、生物多様性を含む SDGs のゴール
32 実現に向け、学習の機会や場など学習環境の整備、指導者の育成、ユースや地域に着目
33 した活動促進について、教育機関・地方公共団体、NPO・NGO、企業、研究機関、住民・
34 個人等の多様な関係者の協力も得ながら具体的な取組を推進する。

35 学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO 団体
36 等と連携して、学校ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学
37 校教育・リカレント教育を推進する。

38 合わせて、専門的な知識又は経験を有する人材の育成を図るため、地域連携促進セン

1 ター等とも連携し、地域での研修等の取組を推進する。

3 4-2 消費活動等における行動の変容

4 ① 日常生活における生物多様性配慮物品やサービスの選択

5 国は、国民が生物多様性に配慮した物品やサービスを選択することができるよう、事
6 業活動に係る生物多様性への配慮に関する情報の公開、生物多様性に配慮した消費生活
7 の重要性についての理解の増進を進める。これらの取組を促進するため、脱炭素やプラ
8 スチックの資源循環等をはじめとする循環経済等の他の環境や社会的課題への対応と
9 連携した地産地消の推進や食品ロスの削減、木材等の再生可能な資源を利用した製品や
10 再生品の優先的な購入や、生物多様性に配慮した環境ラベル製品、認証品や地理的表示
11 等を踏まえた選択を促す。

12 国民や団体は、「3 事業活動への生物多様性・自然資本の統合における取組」と呼
13 応して、自らの財やサービスについての消費活動を見直すとともに、事業者の取組評価
14 や事業者への働きかけ・フィードバック、他の消費者への呼びかけ等を通じて、各ステ
15 ークホルダーの行動変容を推進することが期待される。

16 ② コミュニティビジネスや投資等を通じた働きかけ

17 国は、民間団体や地方公共団体等と連携して、自ら生物多様性に配慮したコミュニ
18 ティビジネス等を行うことを支援するとともに、経済的手法やナッジの検討を通じた資金
19 調達の支援を行う。

20 国民や民間団体は、自ら生物多様性に資するコミュニティビジネス等を行うことに加
21 え、事業者の情報開示を踏まえた投資等を通じて事業者の生物多様性配慮を促す。

22 4-3 生物多様性保全への取組促進

23 ① 生物多様性配慮行動の実践・協働

24 国民及び民間団体は、植林や自然の管理、外来種駆除、フードバンク・フードドライ
25 ブ等の生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利用に貢献する取組や、30by30 目標
26 実現に向けた OECM に関して、「自然共生サイト（仮称）」としての認定やその維持管
27 理について、自ら行うとともに、地域の各主体と連携してこれらの取組に協力するよう
28 努める。

29 国は、これらの取組を促すよう、支援事業を行うとともに、その他の経済的措置等
30 による支援措置の検討や、ナッジ等を活用した行動促進を進める。

31 ② 国民や民間団体が行う保全等への取組支援

32 国は、国民や民間団体が行う生物多様性保全上重要な土地の取得や、その維持及び保
33 全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を促進
34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

また、地域連携促進法に基づき、こうした取組のあっせん等を行う地域連携促進セン

1 ターの取組を支援する。

3 4-4 伝統知や自然観の継承、自然とのふれあい

4 ① 地域コミュニティ内での取組

5 国は、地方公共団体とも連携しつつ、地域コミュニティの再興や再構築に関する施策
6 を推進するとともに、共助として地域の生物多様性保全活動への積極的な参画や寄付等
7 の取組を推進する。

9 ② 価値観の醸成

10 「良い暮らしについての多様な観念の受容」の観点から、自然が人の肉体的・精神的
11 な心身の健康にもたらす効果を把握し、自然の中で学び、遊ぶことのみならず、働くこ
12 とや暮らすことで享受できる文化的・精神的な豊かさを求める社会の価値観の醸成を促
13 す。

15 ③ 地域における伝統文化、自然観の継承

16 生物多様性の豊かさに根ざした地域文化（伝統行事、食文化、地場産業など）を守る
17 ことが、地域の自然環境の保全に寄与することを踏まえて、我が国における人と自然の
18 共生に関する伝統文化や自然観、地域の自然の恵みをひきだし災いを避ける知恵や技術
19 などを収集し継承していく施策を実施する。森里川海の繋がりを踏まえて、自然がもた
20 らす文化的・精神的な豊かさや、自然が地域の伝統、食、産業、文化を支えていること、
21 人と自然の共生という自然観の継承を、様々な機会を通じて発信し、地域住民の自然へ
22 の理解や配慮意識を高め、地域における生物多様性の保全活動を促進する。

24 ④ 都市部の居住者の自然とのふれあい

25 人口の多くを占める都市部の居住者が、生物多様性が豊かに保たれている緑地空間や
26 親水空間へのアクセスや日常的な自然体験、生産体験の機会を増加させられるよう、都
27 市部や都市近郊での緑化の推進や緑地の適切な保全などを進める。また、市街地の近傍
28 にある生産緑地等における生産活動への参加機会を確保することで、都市部の居住者の
29 健康の増進を図る。地方と都市部における施策を両輪で進めることにより、分散型・自
30 然共生社会の形成につなげる。さらに、都市部から離れた自然豊かな地域、農山漁村等
31 への交流を促進することで、固有の自然に遊び、親しむことや自然を学ぶ自然体験学習
32 を促進する。

34 4-5 国民や民間団体の政策への参画の促進

35 ① 政策形成への参画

36 国は、生物多様性の保全に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透
37 明性を確保するため、民間団体や専門的知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、
38 これを十分に考慮した上で政策形成を図るため、官民連携プラットフォーム、パートナ

- 1 ーシップ、有志連合等の取組を進める。
- 2 民間団体は、自らの専門能力を活かした政策提言を行うこと等が期待される。
- 3
- 4 <基本戦略4における状態目標・行動目標は別紙参照>
- 5

1 基本戦略5

2 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

3
4 生物多様性の保全と持続可能な利用に係る取組を効果的に進めるため、自然環境の現状と
5 時系列・空間的变化を的確に把握し、生物多様性の評価につながる基礎的な調査・モニタリ
6 ングの充実と利活用しやすい情報整備、調査体制の発展・育成に向けた担い手の確保や活動
7 支援を進める。また、生物多様性に係る取組全体を底上げするため、必要な法制上、財政上
8 又は税制上の措置その他の措置を講ずる。さらに、地球規模での生物多様性の保全への貢献
9 のため、我が国の知見や経験を活かした国際協力やNbSを通じた生物多様性以外の環境分野
10 の課題への対処に資する取組、IPBESへの貢献を進める。

11 12 5-1 効果的な取組のための情報基盤の整備

13 ① 情報基盤の整備、利用者ニーズに応じた情報の提供の推進

14 証拠に基づく政策立案（EBPM）、地域における生物多様性保全の取組、及びその評価
15 を促進するため、基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集・整備の充実、科
16 学研究的の振興を図るとともに、それらのデータを多様な主体の目的に応じて、適切かつ
17 迅速に利活用できるよう、「オープンデータ基本指針」（令和3年6月15日高度情報
18 通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、オ
19 ープンデータ化やAPI連携等による官民データの情報提供の基盤・体制や相互の利活用
20 を充実・強化する。

21 併せて、データの利用目的に適ったデータ品質を確保するとともに、これらを支える
22 衛星画像やドローン等を用いたモニタリングに係るデジタル技術等の開発支援を行う。
23 グリーンインフラをはじめとする生物多様性保全等に資する取組の計画・整備・維持管
24 理等に関する技術開発を進めるとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を支
25 援する。

26 27 ② 生物多様性に関する総合的な評価

28 生物多様性損失と社会経済活動の統合的な評価を含め、我が国の生物多様性及び生態
29 系サービスの総合的な評価のための調査・研究を継続的に行い、全国的、あるいは地域
30 的な観点から取組の成果を評価する。また、環境価値の見える化を見据え、生態系サー
31 ビスや自然資本全体の経済価値評価を行い、多様な主体の行動変容や国家勘定への統合
32 に向けた調査研究を進める。

33 34 5-2 生物多様性保全のための法制上の措置等及び地域計画

35 ① 法制上、財政上又は税制上の措置等

36 国は、生物多様性に係る取組全体を底上げするため、生物多様性の保全及び持続可能
37 な施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。
38 具体的には、本生物多様性国家戦略に記載されている国主体の生物多様性保全の取組に

1 ついて、必要な予算を確保し実施するとともに、民間資金の導入を促進する。また、保
2 護地域や OECM による保全を通じた 30by30 目標の達成に向け、国立・国定公園等におい
3 て利用者から徴収した利用料を自然環境の保全・管理等に充てる仕組みを拡充するほ
4 か、野生動物観光をはじめとするエコツーリズムにおいても、持続性の確保のために自
5 然環境の保全・管理等に利用者負担を求める仕組みを拡充していく。また、地方自治体
6 や民間が主体となって行われる保全の取組の財政的な支援に努めるほか、必要に応じて
7 保全を支援するための法制上、税制上の措置についても検討を進めていく。さらに、国
8 内の各種補助金・奨励措置について、生物多様性に有害なものを評価し、特定されたも
9 のがあれば、該当する補助金・奨励措置のあり方を見直す。

11 ② 空間利用に関わる地域計画・生物多様性地域戦略

12 保全対象に応じた多様なスケールで生物多様性を考慮した空間計画に基づく統合的
13 な取組を進める。特に、地域レベルでの NbS の考え方に基づく取組を推進するため、関
14 連する地域計画（環境基本計画、緑の基本計画、地域気候変動適応計画等）との連携や
15 広域連携による生物多様性地域戦略の策定の促進、ランドスケープアプローチを適用し
16 た統合的な取組、取組を担う人材の育成や地域における活動支援を推進する。

18 5-3 国際連携

19 我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。具体的には、SATOYAMA イニシアテ
20 イブによる二次的自然の持続可能な利用に関するプロジェクトやランドスケープアプロ
21 ーチの考え方を組み込んだ生物多様性国家戦略策定支援、Eco-DRR の実施等に係る途上国
22 の能力構築支援、国際的に広がるサプライチェーンにおける生物多様性への負荷の削減等
23 を進める。その際、気候変動等、生物多様性以外の環境分野の課題への対処にも資するこ
24 れらの取組による多面的な効果の発揮を迫及していく。さらに、気候変動や資源循環関係
25 の国際的な協力のうち、生物多様性にも資するもの（NbS を通じた取組）を重視し、関連
26 する協力プロジェクトを増やしていく。加えて、IPBES 評価報告書への貢献として、日本
27 の研究者の参加促進、技術支援委員会の運営支援等を進める。また、アジア地域での
28 30by30 目標達成に向け、アジア保護地域パートナーシップを通じた保護地域・OECM の指
29 定・管理支援を進める。さらに、生物多様性の保全に資する国際的な枠組みであるラムサ
30 ール条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・
31 パートナーシップ等に関する我が国における知見や取組について、関係各国との共有等
32 を進める。また、侵略的外来種の非意図的な侵入対策について、国際的な連携を進める。

34 <基本戦略5における状態目標・行動目標は別紙参照>

1 第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

2 ※ 第3回小委員会で整理した骨子案から変更なし

3 (第4章については第5回小委員会で検討することとし、第4回小委員会で整理するも
4 のは、前回示した骨子案に委員意見を列挙したものである。)

5 第3回小委員会における意見概要

- 1部4章は2部の行動計画につなげていくことが非常に大事。4章に記載の仕組みは行動計画があってこそそのものなので、2部1章でも良い。

6 第1節 実施に向けた基本的考え方

7 国家戦略の実施にあたり、必要となる7つの考え方について記載する。

8 第1部では、本戦略が目指す姿やその実現に向けた行動目標を述べたが、行動
9 目標に基づく施策を効果的に実施するためには、次のような考え方が必要である。

10 第3回小委員会における意見概要

- 第2部の行動計画にどうつなげるかが非常に大事。7つの考え方が行動計画にどう反映できるのか、点検していくのが重要。
- 7つの基本的考え方に以下の点が不足しており、考え方を増やすか、溶け込ませるか検討すべき。
 - ・ その場所が元来どのような環境だったのかという視点
 - ・ 生態系の特性や維持されるメカニズム、空間的な広がり（メタ個体群、生態系ネットワーク等）の視点
 - ・ 水や栄養の循環の視点
 - ・ シナジーとトレードオフはランドスケープアプローチの中だけに書いてあるが、より広く大事な視点でありそこだけに留まらないので、より強調すべき
 - ・ 学校教育だけではなく、地域社会で多世代にどう普及・教育を進め、次世代へ継承していくか
 - ・ 都道府県・市町村を含む部局間連携、官民連携、多様なセクターとの連携

12 【記載のポイント】

13 ① 科学的認識と予防的かつ順応的なアプローチ

- 14 15 16 17 18 19 20 21 生物多様性に関する知識や理解は限られていること、一方で一度損なわれた生物多様性を再生することが困難であることを認識し、科学的知見が十分でないことをもって対策を先送りすることはせず、知見の充実を図りつつ、十分なコミュニケーションを前提に対策を講ずる。
- ・ 取組の着手後でも状況を絶えず監視し、その結果を踏まえて適宜当該取組を柔軟かつ適切に反映させる。
- ・ 生物多様性の保全及び持続可能な利用は、長期的かつ継続的に多くの利益をもたら

1 らすことにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることも
2 必要。

3 ② 地域に即した取組

- 4 ・多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されるべきであるとともに、
5 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する活動は一律ではなく、地域の知
6 恵や技術の活用と人材育成が重要。
- 7 ・特に、地域の自然資本を活用した地域経済の活性化や地域の社会課題の解決には、
8 地域の主体性（オーナーシップ）のもとで取組が進められる必要がある。
- 9 ・こうした活動地域間のネットワークを構築することで各活動を活性化していく視
10 点が重要。
- 11 ・生物多様性地域戦略は、持続可能な地域づくりの重要な手段。

12 第3回小委員会における意見概要

- 実際に行動に移すことや、市民レベルの取組には地域戦略が重要であるが、具
体的なことがわからない書き方になっている。連携やランドスケープアプローチ
にも地域戦略は重要であり、ここできちんと記載すべき。

13 ③ 生態系や文化の繋がりを意識した流域単位の取組

- 14 ・流域単位での森・里・川・海のつながりは、地域における自然の恵みの持続的な
15 享受に貢献する。また、広域的な連携による相互の補完・依存が、他の地域にも
16 良い波及効果をもたらす。
- 17 ・流域単位の取組に当たっては、生態系のつながりのみならず文化のつながりも意
18 識して取り組むことが重要。

19 ④ ランドスケープアプローチの推進

- 20 ・ランドスケープアプローチは、環境の健全性と人々の福利の向上が統合された、
21 望ましい土地利用の実現を目指す手法。
- 22 ・生物多様性とその他の社会課題の間でのシナジーとトレードオフを明確化し、自
23 然的条件と社会的条件を統合的にとらえるランドスケープアプローチの取組を
24 進めることが重要。
- 25 ・地域を一様にとらえるのではなく、地域ごとの多様なスケールで自然への関わり
26 方を考えることに留意すべき。

27 第3回小委員会における意見概要

- ランドスケープアプローチが取り上げられるなら、NbS も考え方として取り上げて
28 も良い。ネイチャーポジティブの考え方を整理できるならそれを加えても良い。
- ランドスケープだけではなくシースケープもある。

29 ⑤ わかりやすさの徹底

- ・「生物多様性」の意味は多様でわかりにくく、具体的に何をすればよいのかがわかりにくい。さらに、取組の効果を把握することが困難。
- ・施策の実施（インプット）から、それらの成果（アウトプット）、さらにはその結果としての生物多様性保全等の効果（アウトカム）までの道筋をわかりやすく示すことが必要。

第3回小委員会における意見概要

- EBPM について 4 章で記載しても良いのではないか。

⑥ 社会課題の統合的な解決への積極的活用

- ・継続的な取組の実施には、生物多様性への配慮を、社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくことが重要。
- ・幅広い分野の社会課題に NbS の考え方を取り入れていくことが重要。

⑦ 多様な主体の連携・協働の促進

- ・国から地域までの様々なレベルにおいて、施策間及び多様な主体間の連携強化を図ることが重要。
- ・様々な計画との間でシナジーを図れるよう、関連する様々な取組が生物多様性の保全と持続可能な利用に資するものとなるよう働きかけることが必要。
- ・地域においては、地方公共団体や地域の住民が主体となって、地域の特性に応じた計画づくりや取組を進めていくことが大切。

第3回小委員会における意見概要

- 主体間連携は具体化が重要で、2 部の記載が重要。
- シナジー強化は重要だが、関係施策への働きかけ、では表現が弱く、誰が誰に働きかけるのかも不明確。国家戦略として政策や制度を担保することが必要であり、曖昧な書きぶりは避けるべき。
- 連携にあたっては、自然の生態系上のロジックに法律や制度、組織を合わせていくことが重要。

第2節 進捗状況の評価及び点検

1 国際枠組への対応

- ポスト 2020 生物多様性枠組における PDCA サイクルの強化について記載。
- 報告書の提出やグローバルストックテイク等、国際枠組との整合を踏まえ、国家戦略の進捗把握等を実施する旨を記載。

2 点検

- 点検に当たっては第3章で設定した代表的な指標を使用することを基本とし、国別報告書等の作成に当たり必要となるものには個別の KPI を設定することを記載。

1 ○点検の間隔については、2年に1度を基本とし、点検結果として関係省庁連絡会
2 議においてとりまとめる。また、特に代表的な指標については、毎年把握し、生
3 物多様性白書において掲載する旨を記載。
4

第3回小委員会における意見概要

○ 点検の際は、行動目標に関するアクションが、どう状態目標の達成につながるかの評価も必要。

3 中間評価・見直し

○点検結果を踏まえ、国際的な動向も考慮し、中間年度に本国家戦略の目標及び取組それぞれについて、水準の引き上げや更なる追加的取組の必要性についての見直しを行うことを記載。

○中間年度以外でも国際的な動向や、国内情勢等により必要な場合は、見直しを行うことを記載。

4 関係計画等との協調

○環境基本計画、農水戦略等の関係する計画等の点検等と作業を可能な限り共通化し、共通する問題点等は併せて見直しを行うとともに、それら計画等へのインプットを行うことについて記載。

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

- ・地域に即した様々な主体の、生物多様性の保全に関する取組・努力の実施状況を、広く集積・可視化するための報告・公表制度を構築し、得られた情報は分析・評価し、その結果を施策の実施へとつなげることを記載。
- ・国際的な非国家主体の取組の把握の仕組みとの関係性についても記載。

第4節 各主体の役割

国家戦略の実施にあたり、縦割りを排除した連携を進めるため、各主体に求められる役割と、期待される連携のかたちを主体別に記載。

【記載のポイント】

- 1 国
- 2 地方公共団体
- 3 事業者
- 4 研究機関（大学・博物館等）・研究者・学術団体
- 5 民間団体
- 6 国民

第3回小委員会における意見概要

○ 各主体の役割は、主体別に書くだけでなく、関係主体間の連携の場を作り、実

効性を担保することも記載すべき。

- 「事業者」や「ビジネス」と一くくりにせず、開発業者、輸入業者、金融セクター等、業種や企業の活動の内容に応じてできるだけ具体的に書き分けると、企業の方々も、それに沿った形で動いていただけるのではないか。
- 生物多様性の主流化にはメディアや SNS 等情報インフラの役割が重要だが、記載が不十分。新しいコミュニケーション手段を積極的に活用すべき。

1
2

第2部 行動計画

(はじめに)

第2部では、第1部第3章で示した5つの基本戦略ごとに設定された行動目標の達成に向け、2030年までに国が取り組む具体的施策を整理し、網羅的に記載。

なお、これらの具体的施策は、2025年以後に予定されるポスト2020生物多様性枠組の中間評価をはじめ、生物多様性をめぐる今後の国内外の状況変化や各施策の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて施策の拡充・強化を図る。

【以下、第2部における施策の記載方法を示す。なお、各行動目標は現時点の第1部第3章の検討状況に合わせ記載したもので、今後変更する可能性がある。】

第1章 生態系の健全性の回復

行動目標1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

(現状と課題)

【行動目標の達成に向けて、現状どういった課題があり、どういった具体的施策が必要となるかなどを記載する。】

(具体的施策)

【目標達成に結びつく施策を、施策の方向性により区分し、制度毎に記載する。】

○ 新規施策・今後強化する施策

・ 施策A

【各施策の今後の取組内容や方向性、関係する省庁を記載する。】

(現状)

【各行動目標の指標及び各施策の達成状況を把握するために必要な指標を記載。】

(目標)

【可能な限り数値目標を設定するが、施策の性質上設定が難しいものは定性的な目標を記載する。】

・ 施策B

・ 施策C

○ 引き続き取組を実施していく施策

・ 施策D

・ 施策E

○ 現状の維持を図っていく施策

・ 施策F

・ 施策G

- 1 行動目標 2 劣化した生態系の〇%を再生するとともに、生態系ネットワーク形成に資する
2 施策を実施する
- 3 行動目標 3 生物の直接採取、汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出
4 の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）、侵略的外来種（〇%の削減）、
5 気候変動による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する
6 施策を実施する
- 7 行動目標 4 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を
8 改善するための取組を進める
- 9 行動目標 5 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する
- 10
- 11 **第2章 自然を活用した社会課題の解決**
- 12 行動目標 1 生態系が有する機能を可視化し、活用する
- 13 行動目標 2 地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 14 行動目標 3 劣化した生態系の〇%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再
15 生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状
16 以上の生態系の保全と活用を進める。
- 17 行動目標 4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 18 行動目標 5 野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する
- 19
- 20 **第3章 事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）**
- 21 行動目標 1 生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業による生物多様性への影響の
22 定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、
23 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 24 行動目標 2 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する
- 25 行動目標 3 生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業による生物多様性関連情報の
26 開示及び金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の
27 観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- 28 行動目標 4 持続可能な環境保全型の農林水産業に対する支援を拡大させる
- 29
- 30 **第4章 生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）**
- 31 行動目標 1 学校等における生物多様性に関する指導者の育成を図る
- 32 行動目標 2 日常的に自然にふれあう機会を増加させる
- 33 行動目標 3 ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容
34 を促す
- 35 行動目標 4 廃棄量を〇%減少させるべく、消費における生物多様性に配慮した選択肢を
36 周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する
- 37 行動目標 5 伝統文化や地域知・伝統知に配慮しつつ地域における自然環境を保全・再生
38 する活動を促進する

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

行動目標 1 生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定への統合に向けた調査研究を進めるとともに、生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

行動目標 2 生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図り、意思決定や活動への市民参加を推進する

行動目標 3 生物多様性地域戦略を含め、統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する

行動目標 4 生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する

行動目標 5 我が国の知見を活かした国際協力を進める